

平成 3 0 年

厚生委員会会議録

と き 平成30年10月30日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成30年10月30日（火） 午前10時00分～午後 3 時14分
場 所 品川区議会 議会棟 6 階 第 2 委員会室

出席委員 委員長 石田 秀男 君 副委員長 鈴木 ひろ子 君
委員 鈴木 真澄 君 委員 芹澤 裕次郎 君
委員 若林 ひろき 君 委員 こんの 孝子 君
委員 石田 ちひろ 君 委員 木村 けんご 君

出席説明員 中川 原 副 区 長 永尾 福 祉 部 長
大串 福 祉 計 画 課 長 寺嶋 高 齢 者 福 祉 課 長
宮尾 高 齢 者 地 域 支 援 課 長 松山 障 害 者 福 祉 課 長
飛田 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長 矢木 生 活 福 祉 課 長
福内 健 康 推 進 部 長 川島 健 康 課 長
品川区保健所長兼務 鈴木品川区保健所生活衛生課長
三ツ橋 国 保 医 療 年 金 課 長 仁平品川区保健所品川保健センター所長
鷹 箸 参 事 （ 品 川 区 保 健 所 保 健 予 防 課 長 事 務 取 扱 ） 榎本品川区保健所荏原保健センター所長
間部品川区保健所大井保健センター所長

○午後10時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 平成29年度指定管理者の管理に対するモニタリング評価の結果について

○石田（秀）委員長

それではまず、予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)平成29年度指定管理者の管理に対するモニタリング評価の結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○寺嶋高齢者福祉課長

おはようございます。それでは、平成29年度指定管理者の管理に対するモニタリング評価の結果について、ご報告いたします。

初めに、品川区の指定管理者制度ですが、平成17年度に策定した品川区指定管理者制度活用に係る基本方針および指針に基づいて実施しております。指定管理者は、毎年3月末までに次年度の事業計画を提出します。また、5月末までに指定管理者みずからが前年度のモニタリング、自己点検、自己評価、自己分析等を行い、事業報告書を区に提出し、説明をいたします。区では所管課においてヒアリング等を行った後に、経営会議で全庁的な検証・評価を行い、その結果を本日報告するものでございます。

本日報告いたします指定管理者施設につきましては、高齢者福祉課所管施設として22カ所、高齢者地域支援課所管施設として5カ所、障害者福祉課所管施設として8カ所および健康課所管施設として1カ所でございます。それぞれ所管する課長からご説明をいたします。

それでは、私からは高齢者福祉課所管施設についてご説明いたします。在宅サービスセンター8カ所、特別養護老人ホーム5カ所、認知症高齢者グループホーム2カ所、地域密着型多機能ホーム4カ所、それに続きまして、平成28年度以降に開設した3施設の順にご説明をさせていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。八潮在宅サービスセンター、指定管理者は品川総合福祉センターでございます。

まず、在宅サービスセンターにつきまして、指定管理の業務はデイサービス、配食等の介護保険外のサービス、施設の維持・修繕、利用料の徴収に関すること等となっております。

それでは、中身に入ります。まず利用率ですが、記載のとおり、前年度よりやや下がったものの、80%台を維持しております。

その下、積極的に評価した事項といたしましては、介護福祉士資格を持つ職員を配置したこと、外部研修にも参加したことなどを挙げております。

それから、改善が必要な事項としましては、理学療法士の確保、職員の接遇の向上を挙げております。

今の改善が必要とされた事項の原因の分析と対応方針ですが、まず1番目として、リハビリのニーズが多く、当初の予定より多い理学療法士の確保が必要となった。対応としては、積極的に周知を図り、

確保に努めていくということを挙げております。2番目としまして、一部職員の接遇に対して苦情を受けたということがありました。積極的に利用者聞き取りを行うなど、意識の向上、接遇の向上に努めてまいりますということでございます。

おめくりいただきまして、区民満足度の視点でございます。まず1番、年度当初に利用者から要望を聞き事業に反映したということ挙げております。それから、プログラムの見直しを随時行い、外出行事についても好評を得たということが書いてあります。

その下、財務の視点でございます。入院や施設入所が多く、稼働率が若干下がりましたが、介護度の高い方の利用が増えたということで、結果的に収入は確保できたということでございます。

業務改善の視点では、1番として認知症の講義、認知症カフェの開催等、認知症ケアにつながる取り組み。それからもう一点として、利用者の声を聞く機会を多く設けたということ挙げております。

組織管理体制の視点ですが、介護福祉士資格を持つ職員の比率が高くなったということ挙げております。それから、研修参加の機会も増やしたということ挙げてございます。

それでは、次に移ります。3ページでございます、大井在宅サービスセンター。こちらの指定管理者も品川総合福祉センターでございます。

利用率は記載のとおりですが、一般デイ、認知症デイともに80%を維持しております。

積極的に評価した事項としましては、近隣の児童施設、これは大井倉田保育園ですが、こちらとの交流を図っている。これは前年度よりずっと図っているところでございます。

改善が必要な事項としましては、プログラムの充実、それから認知症に関する専門性の向上を挙げております。

改善が必要とされた原因の分析と対応方針ですが、介護予防に関する個別プログラムが少ないというところを問題視しておりまして、いきいき活動プログラムに重点を置き、充実を図っていくとしております。それから認知症の原因となる個々の疾病に対して、専門的アプローチが十分でないという反省のもとに、外部研修等に積極的に参加し、知識・技術の向上に努めるとしております。

おめくりいただきまして、区民満足度の視点でございます。食事の質を根本的に見直し、業者の変更等も含めて食事の改善を図りました。

財務の視点としましては、目標稼働率の達成により、確実な利用料収入につながっております。

業務の改善の視点としましては、地元保育園との多世代交流を継続、確実な連絡体制を整え、休日を含めて要望・希望等に迅速に対応したところを挙げております。

組織管理体制の視点では、介護福祉士資格を持つ職員を多く配置したこと、研修計画の拡充等を挙げております。

それでは、次に行きます。5ページをお開きください。中延在宅サービスセンター。こちらの指定管理者も品川総合福祉センターでございます。

まず利用率につきましては、記載のとおりやや低調ではありますが、一般デイ、認知症デイともに3カ年では最も高くなっております。

積極的に評価した事項では、予防の利用者を積極的に受け入れたことにより活気が増し、要介護者も積極的にプログラムに参加するようになったということ挙げております。改善が必要な事項としては、利用率の向上でございます。

分析としましては、まず施設入所者やショート利用の増で利用率が伸び悩んでおります。対策としては、ケアマネに事業PR等を行い、適切なケアマネジメントに基づいたサービス提供により、利用率の

向上に努めるとしております。

おめくりいただきまして、区民満足度の視点ですが、利用者ニーズに合わせた柔軟な対応により、ここ数年は他の事業所から移ってくる利用者も多くなり、選んでいただける事業所になったと自己分析しております。

業務改善の視点では、ボランティアの受け入れを行うなど、地域の方と一緒に活動する機会を多く持ったこと。それから連絡帳等を活用して、家族の意見反映に努めたことを挙げております。

組織管理体制の視点としましては、研修への積極的参加、毎月の防災訓練および年2回の町内会合同防災訓練の実施等を挙げております。

続きまして7ページ、大崎在宅サービスセンター。指定管理者は福栄会でございます。

利用率、一般デイは80%以上ですが、認知症デイは4割を切っております。

積極的に評価した事項は、要支援者総合事業対象者へのサービス提供にも力を入れたこと、改善が必要な事項としましては、特に認知症デイの利用率を上げることとしております。

原因の分析と方針としては、まずケアマネジャーへの周知不足、認知症デイの特色を打ち出すことが不十分であったということをご自己評価しております。利用者の個々の状況に応じたアクティビティ・活動メニューを増やして、選択できるサービスを増やしていくということの方針に掲げております。

おめくりいただきまして、区民満足度の視点ですが、利用者・家族アンケート等を実施し、その結果を家族懇談会で報告をしたということでございます。それから、認知症介護の取り組み強化を図っております。

財務の視点では、送迎ルート等を小まめに見直すことで効率的な送迎体制を組み、速やかなサービス提供に努めたということをご挙げております。

業務改善の視点では、認知症介護実践研修、管理者研修等を受講し、認知症対応のスタッフ育成を図ったということをご挙げております。

組織管理体制の視点としましては、重度認知症対応、胃ろう対応等の体制を強化した。各種研修への積極的な参加を行ったということをご挙げております。

おめくりいただきまして、9ページでございます。こちらが戸越台在宅サービスセンターでございます。指定管理者は三徳会です。

利用率、一般デイ、認知症デイともに前年を下回っております。

積極的に評価した事項としては、理学療法士を中心に生活実態に即したりハビリ訓練を実施したことを挙げています。改善が必要な事項、これはアセスメントの充実を挙げております。

原因の分析と対応方針ですが、環境への適応が困難な重度の心理障害を持つ利用者が多く、職員の力量が求められたということをご挙げております。研修参加や情報交換等により積極的に研鑽に努めるとともに、研修後のミーティング等で情報共有を行っております。

おめくりいただきまして、区民満足度の視点です。機能訓練に関しては、利用者宅を訪問するなど、在宅生活上の課題を整理し、意欲的の取り組めるよう支援をしております。

財務の視点ですが、利用率は低下していますが、省力化に努めて、支出計画に基づいた予算を執行できたということをご挙げております。

業務改善の視点ですが、家族に対して施設内見学を積極的に進めて、意見や要望を取り入れるよう努めております。

組織管理体制の視点ですが、介護福祉士資格の保有や理学療法士等の配置など、手厚い人員配置によ

るサービス提供に努めております。

続きまして11ページ、荏原在宅サービスセンターでございます。こちらも指定管理は三徳会でございます。

一般デイは前年並みですが、認知症デイは70%の利用率を超えております。

積極的に評価した事項は、利用者一人一人を尊重することに重点を置き、職員間で情報を共有し、ケアに活かしております。改善が必要な事項としては、職員一人一人のレベルアップを挙げております。

原因の分析と対応です。ベテラン職員が多く、介護技術は高い反面、新たなチャレンジに乏しいということを自己分析しております。外部研修の参加により、さらなるスキルアップを目指すという方を方針に掲げております。

区民満足度の視点ですが、認知症デイサービスの利用者の家族にアンケート調査を行い、その結果を職員間で情報共有しました。

財務の視点としては、ケアマネと連携し、利用料の滞納等を解消したことを挙げております。

組織の管理体制の視点では、感染症対策、防災訓練、環境対策等に取り組んだことを挙げております。

続きまして、7番目になりますが、小山在宅サービスセンター、13ページでございます。こちらの指定管理も三徳会でございます。

利用率が53%というふうにやや低迷しております。こちらは認知症デイの単独でございます。

積極的に評価した事項は、近隣への外出や行事への参加により、利用者が社会参加の機会を持てるよう積極的な活動を行った。改善が必要な事項としては、安定した利用率の実現でございます。

原因の分析・対応方針ですが、グループホームや特別養護老人ホームの新規開設、老健への入所、入院等のケースが続いたということが原因として挙げております。対応方針は、地域のニーズ把握と周知を強化するという方を挙げております。

続きまして、区民満足度の視点です。認知症の症状や在宅生活時の状況の把握に努め、自立支援に資するケアを行ったことを挙げております。

財務の視点ですが、支出に関しては適切な執行に努めておりますが、利用率については前年より低下しております。

業務改善の視点ですが、在宅での状況と一人一人の状態把握に努め、活動、それから参加を念頭にサービス提供を行っております。

組織管理の体制の視点では、定期的開催しているカンファレンス、それから感染症に関する理解と対策、省エネ・省資源等の取り組み等を挙げております。

続きまして、15ページです。月見橋在宅サービスセンター、指定管理はさくら会でございます。

一般デイのほうの利用率は80%を切っております。認知症デイは前年並みでございます。

積極的に評価した事項は、利用者以外の家族も参加できる介護者交流会を開催し、交流の機会をつくったことを挙げております。改善が必要な事項としては、認知症デイの利用率の向上を挙げております。

改善が必要とされた原因、分析、対応ですが、認知症デイサービスの役割についての認識が不十分であったと自己分析をしております。その結果、ニーズに合ったサービスが提供できていないということでございます。認知症デイの役割を明確化して、サービスを再構築するという方針を掲げております。

区民満足度の視点ですが、介護者交流会の開催により、ニーズや満足度の把握に努めたこと。

財務の視点では、人員適正配置や省エネの取り組みにより、経費削減に努めたこと。

それから、業務改善の視点では、認知症カフェの開催、満足度調査の実施、これらを挙げております。

さらに組織管理体制の視点では、事業所内研修の実施および各種研修への参加、それから法人内の他の施設と合同で防災訓練を実施していることを挙げております。

ここまでは、在宅サービスセンターでございます。

続きまして、17ページからは、特別養護老人ホームになります。指定管理の業務は、生活介護、生活指導、健康管理のほか、施設の維持・修繕、利用料の徴収に関することでございます。

1番目ですが、戸越台特別養護老人ホーム、指定管理は三徳会でございます。

利用率、入所、ショートともに例年並みの高い数字を維持しております。

積極的に評価した事項は、看取りカンファレンスと看取りの介護の取り組みを行っていることございます。改善が必要な事項は、認知症ケアに対する知識と技術の向上を挙げております。

原因の分析と方針ですが、目線、口調、抑揚といった非言語的コミュニケーション技術の向上を挙げております。勉強会や研修を通して知識・技術の向上を図るとともに、職員のストレスマネジメント、メンタルケアの充実も図るとしております。

区民満足度の視点ですが、職員全員が看取りカンファレンスにかかわり、情報の共有・課題の検討を行ったことを挙げております。

財務の視点では、高い利用率の維持に努めたということを挙げております。

業務改善の視点ですが、重度要介護者に対する介護技術の向上に努めております。

組織管理体制の視点では、階層別研修の実施、リーダー職員の育成に努めております。また、危険箇所点検、改善等、リスクマネジメントを強化したことも挙げております。

次に19ページ、荏原特別養護老人ホーム、こちらの指定管理も三徳会でございます。

入所、ショートステイともに例年並みの高い率を維持しております。

積極的に評価した事項、こちらの施設も看取り介護体制の強化を挙げております。

改善が必要な事項としては職員の質の向上を挙げておまして、その原因と分析ですが、年齢、職歴、経験等さまざまな職員がいる中で、介護技術だけではなく、考え方も多様となっていることを挙げております。それから、介護以外にも家族との対応やサービス計画の作成など、業務が多岐にわたっていることを挙げております。それぞれの対応方針としては、研修等により技術の向上を目指すということ、それから利用者の状況や職員の経験等を適切に見極め、効率的・効果的な業務を行うという方針を掲げております。

区民満足度の視点としましては、家族アンケートを活用し、本人等のニーズ把握に努めたこと。

財務の視点としましては、適切な物品購入に努めたこと、それから滞納の発生を防ぐように心がけたことです。

業務改善の視点は、参加した研修内容について、ミニ勉強会等を開催して情報を共有したこと。

管理体制としては、階層別研修の実施、それから感染症対策の勉強会等も実施したことを挙げております。

続きまして、中延特別養護老人ホーム、指定管理は品川総合福祉センターでございます。

こちらは、入所、それから短期入所ともに特養としては若干低めな率になっております。

積極的に評価した事項は、12名の看取りを行うなど、事業所全体で取り組んだことを挙げております。改善が必要な事項としては、利用率の向上でございます。

原因の分析と対応方針。まず、ショート利用のニーズが減少している。サービス内容の見直しで、利用しやすいサービスの向上を目指すということを挙げております。

それから、次の区民満足度の視点ですが、サービス点検委員会を設置し、利用者へのヒアリングを行うなど、満足度の向上に努めております。

財務の視点ですが、職員確保が難しく、派遣を頼る機会が多かったということをご反省点として挙げております。

業務改善の視点では、緊急ショートを一時的に受け入れ、利用率の向上を図ったことを挙げております。

組織管理体制の視点としては、研修の実施および参加、安全衛生委員会の開催等を挙げております。

次に23ページ、八潮南特別養護老人ホームでございます。こちらの指定管理も品川総合福祉センターでございます。

入所の利用率は、対前年では若干増となっておりますが、ショートステイは低めでございます。

積極的に評価した事項は、こちらでもやはり看取りの勉強会の開催ということで、看取りを挙げております。改善が必要な事項としては、利用率の向上でございます。

原因の分析と対応方針ですが、お亡くなりになった方の退所が多かったということ、それから入退院時の状況の見極めが必要だということ等を挙げております。日常の健康面の観察を強化して、入院に至る間に状況を的確に把握して、対処していくということの方針を挙げております。

区民満足度の視点では、季節にちなんだお茶会など、生活の中に楽しみを感じられる取り組みを実施したということ等を挙げております。

財務の視点ですが、先ほどと重複しますが、入院や老健入所等により、ショートステイのキャンセルが多かったことを挙げております。

業務改善の視点では、日々の活動の中で、今現在残っている能力を十分に発揮できるよう、個々に応じたプログラムを実施したことを挙げております。

組織管理の体制としては、安全確保の取り組みを強化して、事故発生時の検証、再発防止策の検討、予防計画の策定などを行ったことを挙げております。

次に、杜松特別養護老人ホーム、地域密着の特養でございます。指定管理は若竹大寿会でございます。

こちらは入所、ショートステイともに極めて高い利用率を維持しております。

積極的に評価した事項としては、実習の受け入れ、中途採用者向けのオリエンテーションの実施などにより、人材採用を図っております。改善が必要な事項としては、人材確保、それから医療対応でございます。改善が必要な事項に人材確保を挙げておりますので、その取り組みとして、実習の受け入れや中途採用のオリエンテーションをしたというふうに解釈していただければよろしいかと思います。

必要とされた原因の分析と対応方針としては、個別ケースを持たず、後方支援に当たるいわゆる指導的役割の職員を配置したいと望んでいましたが、そこまでの人員確保にはつながらなかったということ等を分析しております。法人内の事業所間で連携して、職員育成や退職防止等に努めていることを対応方針として挙げております。もう一つは、喀痰吸引の研修施設が見つからず、医療対応に苦慮したことを挙げております。こちらは区内の医療機関等に働きかけて研修受講の機会を積極的に設け、医療対応の体制も整えていきたいとしております。

区民満足度の視点ですが、定期的な利用者情報収集に努め、早急な対応を実現したことを挙げております。

財務としては、収入・支出ともにほぼ計画どおり執行できております。

業務改善の視点は、運営推進会議等で家族から意見を聞き、業務改善に反映しております。

組織管理体制の視点は、さまざまな職層向けの研修に参加し、能力向上を図ったことを挙げております。

次に、27ページから2施設が、認知症高齢者グループホームになります。認知症高齢者グループホームの指定管理業務は、認知症対応型共同生活介護サービスの提供のほか、施設設備の維持修繕、利用料の徴収に関すること等となっております。

まず最初が、八潮南認知症高齢者グループホームで、指定管理は品川総合福祉センターでございます。

利用率につきましては、入院等で若干下がったものの、約93%を維持しております。

積極的に評価する事項。1つ目は、1日の行動把握や環境整備により個々の生活スタイルを描き、本人の能力発揮を支援したこと。2つ目として、看取り対応を行ったことを挙げております。改善が必要な事項としては、入居者の筋力保持等、身体機能の低下を抑えることを挙げております。

原因の分析と対応方針ですが、入居者の高齢化に伴い身体機能が低下し、医療ニーズも高まっております。また、転倒事故等も発生しております。医療連携による早期の対応、リハビリの強化等を対応方針に掲げております。

区民満足度の視点としましては、入居者の情報について、家族と定期的に共有をしていること。

財務の視点からは、お亡くなりになった退去や長期の入院が重なって、居室の原状復帰に時間を要した。そのことで、空きの時間ができてしまったということを挙げております。

業務改善の視点としては、ユニット合同の活動を取り入れたので、入居者同士の交流が増えたことを挙げております。

組織管理の体制としては、事故につながりそうな事象については、その日のうちにその場で情報を共有して、検証を行っているところでございます。

続きまして、もう一つの認知症グループホームでございます。大井認知症高齢者グループホーム、指定管理は株式会社ケアサークル恵愛でございます。

利用率は、2年続けて100%となっております。

積極的に評価した事項としては、法人内の他事業所と連携し、旅行等を企画したこと。事故の未然防止に向けた気づきメモといったものを実践しております。改善が必要な事項は、職員の能力の向上。

原因の分析と対応方針は、職員の入れ替わり等によって技術の差が生じたということを挙げております。ハード面だけではなく、入居者の身体機能等についてもしっかりと情報共有して、事故の未然防止に努めること、外部研修に積極的に参加するといった方針を掲げてございます。

満足度の視点としては、家族との連携に努めて情報収集を図ったこと。

財務の視点としては、安定した収入を確保できたこと。

業務改善の視点としては、法人内の事業所間の連携を強化して、協力体制を築いたこと。

組織の管理体制としては、芝生の除草や草花の手入れなど、入居者とともに環境面に配慮した活動を行ったことを挙げております。

次の31ページからは地域密着型多機能ホームで、指定管理の業務は、訪問介護、通所介護、短期入所を組み合わせた小規模多機能型居宅介護、それから認知症対応型共同生活介護サービスの提供のほか、施設設備の維持・修繕、利用料の徴収に関することとなっております。

31ページでございます。小山地域密着型多機能ホーム、指定管理は新生寿会でございます。

利用率、デイサービスとグループホームについては高いですが、ショートは36.5%と低迷しております。

積極的に評価した事項は、訪問時の連携による看取り対応、改善が必要な事項としては人材育成を挙げております。

原因と分析と対応方針としては、中堅職員のステップアップの機会が少なく、異動希望や離職につながる可能性があるということに危惧しております。研修、実践発表、交流などの機会を設けて、スキルアップにつなげていくという方針を掲げております。

区民満足の視点ですが、クレームがほとんどなく、本人や家族の信頼関係が構築できていると分析しております。

財務の視点としては、備品の老朽買い替え等を適切に執行できたということを挙げております。

業務改善の視点は、グループホームについては、在宅介護支援センターへの情報提供により待機者を確保する等で、高い利用率を維持することを挙げております。

そして管理体制の視点としては、身体拘束・虐待・リスクマネジメント等に関する研修や、ミーティングでの情報共有に育成、それから周知等を徹底したことを挙げております。

続きまして33ページ、東大井地域密着型多機能ホームで、こちらの指定管理は株式会社大起エンゼルヘルプでございます。こちらのサービスは、小規模多機能グループホームに加えて、あとケアホーム特定施設がございます。

利用率は、ショートも含めて高い利用率を維持しております。

積極的に評価した事項としては、1つ目に他の事業所で受け入れが難しい方や看取り希望といった方を積極的に受け入れたことを挙げております。2つ目としては、地域の方を招いての料理教室、ボランティアの受け入れ等を継続して行っていることを挙げております。改善が必要な事項としては、人材の育成を挙げております。

原因の分析と対応方針としては、新規採用者のOJTとひとり立ちのタイミングがなかなか難しいという自己分析をしております。介護の未経験者の採用もあるため、技術の習得とやりがいの発見、維持等をあわせて大切に育成していくという方針を掲げております。

区民満足度ですが、第三者評価や家族懇談会等で意見要望を業務に反映させるということ。

それから財務の点では、収入の確保については概ね計画どおり達成できたということ。

業務改善の視点では、病院との連携等で多様なケースに対応できているということ。

組織管理としては、職員の経験に応じた研修をきめ細かく実施しているほか、外部講師による勉強会等も実施したことを挙げております。

35ページでございます。大井林町地域密着型多機能ホーム。こちらの指定管理はさくら会でございます。こちらの提供サービスは小規模多機能型なので、グループホームはありません。

利用率は、通所、それから短期入所ともに低めですが、訪問介護を中心としたサービス提供に力を入れているところでございます。

積極的に評価した事項としては、平均訪問回数が1カ月当たり441回と、訪問中心のサービスを展開したことを挙げております。改善が必要な事項としましては、在宅生活の課題と原因の抽出を挙げております。

原因の分析ですが、在宅生活の課題が、例えば疾患や障害等によるものであるかどうか。こうしたことを原因抽出の力がやや不足しているのではないかと自己分析をしております。医療職とも連携して、支援内容の精査を行っていくという方針を掲げております。

区民満足の視点ですが、利用者から生活意欲につながるような発言・要望が聞かれたときには、可能

な限り即時対応をしていることと挙げております。

財務の視点では、目標稼働率と未納者対応を実現できたことを挙げております。

業務改善の視点としては、認知症対応、ニーズ把握等でサービス向上に反映させたことを挙げております。

組織の管理体制の視点としましては、細かな研修計画により、時間外勤務が難しい職員や短時間勤務の職員も参加できるような研修計画としたこと。それから、2つ目としては地元町会との防災協力を挙げております。

続きまして、杜松地域密着型多機能ホーム、指定管理は若竹大寿会でございます。

利用率については、ショートステイが上昇傾向にあります。

こちらは小規模多機能に加えて看護機能もありますので、看護小規模多機能ということになっておりますが、積極的に評価した事項については、看護小規模多機能について周知に力を入れて、病院からの退院相談等が増加したことを挙げております。改善が必要な事項としては、医療依存度の高い中度・重度者の受け入れについてはまだまだ課題があると分析しております。

原因と対応方針ですが、医療から移行する利用者が増えてきたこと、医療処置や看護ケアの必要性が高まっているため、疾病や認知症に対する研修や勉強会の機会を設けて、介護技術の向上を図ることを方針として掲げております。

満足度の視点としては、利用者家族からは高い評価を得ているということでございます。

財務の視点としては、グループホームについては人件費が増加したこと。看護小規模多機能については、計画どおり執行できたということでございます。

業務改善の視点としましては、口腔ケアのチェック強化等を継続して実施したこと。

組織の管理体制としては、介護サービス以外にも、コンプライアンスやハラスメントといった研修を計画的に実施していることを挙げております。

続きまして、ここから3施設は、平成28年度以降、比較的最近開設した施設についてご報告いたします。

39ページですが、平塚橋特別養護老人ホーム、指定管理は三徳会でございます。

入所、ショートステイともに高い入所率を維持しております。

積極的に評価した事項としては、家族からの自主的な申し出を受けて、職員と協力して入所者の支援を行ったことを挙げております。改善が必要な事項としては、介護職員が一堂に研修に参加することが難しいために、同じ研修を何度か繰り返して行うということが発生したということを挙げております。

原因の分析と対応方針ですが、教える側、研修をする側の時間も限られているので、核となる職員を育成して、OJTで伝えていくなどの工夫が必要だと考えているところでございます。

満足の視点としましては、利用者・家族懇談会で積極的に情報交換を行い、要望の反映に努めたことを挙げております。

財務の視点としては、目標とする利用率を達成できたとしております。

業務改善の視点では、ユニット型特別養護老人ホームとして広く見学に応じて、情報発信に努めたことを挙げております。また、施設長や生活相談員がみずから認知症サポーター養成講座の講師を務めて、認知症理解の普及・啓発に貢献したこと。

組織の管理体制の視点としては、栄養、医療、送迎等の複数のセクションが協働で勉強会を開催していることを挙げております。

次に41ページですが、上大崎特別養護老人ホーム、指定管理は愛生福祉会、昨年6月開設の特別養護老人ホームでございます。

こちらは、まず利用率ですが、開設から順次入所者を段階的に増やしていったという事情がありますので、初年度の利用率は低くなっております。

積極的に評価した事項は、お祭りや防災訓練等の行事に積極的に参加して、地域からの理解が深まっております。改善が必要な事項としては、事故後の対応、ショートステイの利用率を挙げております。

原因の分析と対応方針ですが、まず事故の対応についてノウハウが共有されていなかったことを挙げておまして、組織的な対応を強化していくとしております。まずショートステイの稼働率ですが、開設当初は不慣れな点もあったために、やや消極的な受け入れとなってしまったこと。方針としては、個々のスキルアップ、連携を強化して積極的にPRを行い、利用率の向上につなげていくという方針を挙げております。

区民満足の利用の視点としましては、苦情や要望だけではなくて、感謝、賞賛といった声も届いているので、今後は満足度調査などを取り入れて、サービスの向上につなげていくとしております。

財務の視点は、まず支出については計画的な支出に努めましたが、ショートステイの利用率の低迷に苦戦したということであります。

業務改善の視点としましては、苦情等については迅速に対応できましたが、区への軽微な事故報告等が若干おくれたり漏れたりしたケースがあるということを挙げております。

組織管理の視点としては、開設当初は研修を充分に行えなかったため、職員の不安・不満等にもつながった面もあるが、それはすぐに改善されたということでございます。

最後になりますますが、東五反田地域密着型多機能ホーム、新生寿会、昨年5月に開設した施設でございます。

こちらも利用率は開設初年度であったため、全体的に低めになっております。

積極的に評価した事項としては、グループホームの中で薬を減らしていくといった取り組みに大変力を入れております。改善が必要な事項としましては、離職率が課題として挙げております。それから、ケアの質の向上を挙げております。

原因の分析と対応方針ですが、新人が多く、スキルアップに時間がかかっていること。コミュニケーションも若干不足気味だったと。定例のミーティング等で情報共有に努め、外部研修等にも参加し、スキルの向上を目指していくとしております。

区民満足の視点では、薬を減らす取り組みによって、全部介助から一部介助まで改善されたケースなどが実践としてあったということでございます。

財務の視点としては、地域交流に係る経費が予算を上回ったものの、地域と協働でイベントを開催するなど、地域との交流が密になったということを挙げております。

業務改善の視点としては、服薬管理等については、薬局と連携するなどの仕組みをつくり、強化していくということを挙げております。

最後に組織管理体制の視点ですが、ケアマネや介護福祉士等の有資格者を手厚く配置できたことを挙げております。

○宮尾高齢者地域支援課長

それでは、私から、高齢者地域支援課の所管施設につきましてご説明申し上げます。45ページをご覧ください。はじめに、高齢者住宅のうち、区が建設をいたしました住宅4カ所でございます。

高齢者住宅の設置目的でございますが、住宅に困窮する高齢者に住宅を提供し、その生活の安定、福祉の増進を図ることでございます。

指定管理業務は、高齢者住宅の保全、修繕、改良。また使用者の共同の利便となる施設の整備、居住環境の整備、そして管理人業務となっております。

それでは、はじめに品川区立八潮わかき荘の説明を申し上げます。指定管理者は社会福祉法人品川総合センターでございます。

こちらは全戸数が40戸、平成29年度の新規入居が8戸ございました。

積極的に評価した事項でございますが、入居された直後の方、あるいは状態の変化で緊急対応が必要な方につきまして、在宅サービスセンターなど関係機関を連携して迅速に対応したと。また、居住者の自治会の解散に際しまして、総会に出席して助言をするなど、丁寧な対応を行ったことなどを挙げてございます。

一方、改善が必要な事項とその対応方針ですが、これは全ての高齢者住宅に共通することでございますが、設備機器の老朽化への対応、訪問販売等への対応でございます。老朽化につきましては、居住者の安全な生活を確保するというを第一に考えまして、早めの対応。また大規模な改修につきましては、計画的に実施しているということを掲げてございます。訪問販売等への対応でございますが、ポスターなどを活用した啓発、日中の声かけ、指定管理者による巡回、防犯カメラの設置の検討などによりまして対策を強化するというを掲げてございます。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。サービス向上および業務改善の視点といたしましては、ワーデーン（管理人）による巡回を行って、不審者の侵入防止に努めた点。また、前述しました自治会組織の解散に対し、それにかわる居住者の交流の場、行事などへの参加支援を行った点などを掲げてございます。

続きまして47ページ、大井倉田わかき荘でございます。指定管理者は、同じく品川総合福祉センターでございます。こちらは全戸数が8戸、新規入居が1戸ございました。

積極的に評価した事項といたしましては、随時訪問や見守りの際に居住者の方とお話し、その生活状況についてモニタリングを行い、必要に応じて在宅介護支援センターなどの関係機関へつなぐ支援を行ったことを挙げてございます。

改善が必要な事項といたしましては、こちらも設備機器の老朽化への対応、訪問販売等への対応でございます。

裏面をご覧ください。業務改善の視点といたしまして、身体状況の変化などを把握するために職員が適宜訪問し、日ごろから話しやすい環境をつくった上で、デイサービスでのボランティア活動の際に話を聞くなど、利用者ニーズの把握に努めているという点を掲げてございます。また隣接するデイサービスセンターの教室で積極的な声かけをし、事業に参加に結びつけた点などを掲げてございます。

49ページをご覧ください。東品川わかき荘でございます。指定管理者は社会福祉法人福栄会でございます。

こちらは全戸数が50戸、新規入居は3戸ございました。

積極的に評価した事項につきましては、入居直後、退院直後の居住者へ、支援センターなどの関係機関が連携し、速やかな対応を行ったこと。また、同法人が行っております介護予防事業のご案内をし、実際に参加が定着してきているという点を掲げてございます。

一方、改善が必要な事項でございますが、こちらも設備機器の老朽化への対応と、訪問販売等への対応でございますが、対応方針といたしましてはポスターなどを活用した啓発、日ごろの声かけにより、

詐欺被害の防止を強化していくという点を掲げてございます。

裏面をご覧ください。サービス向上および業務改善の視点といたしましては、退院直後の方など配慮が必要な入居者の方について、区や関係機関と連携をしながら対応をし、必要に応じて家族への説明に努めたという点を掲げてございます。

続きまして51ページ、品川区立大井林町高齢者住宅でございます。指定管理者は社会福祉法人さくら会でございます。

設置目的は、高齢者住宅の設置目的であります住宅に困窮する高齢者に住宅を提供するということに加えまして、日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供し、その生活の安定と福祉の増進を図ることでございます。

指定管理業務につきましては、高齢者の住宅保全、修繕、改良に努めることに加えまして、生活支援サービスの提供、利用料金の徴収に関することでございます。

こちらは全戸数は90戸。新規入居は9戸ございました。

積極的に評価した事項につきましては、居住者同士での交流が定例となり、入居者の92%の方が参加し、居住者同士の自主企画やつながりが活発になったこと。また地元の町会、消防署等と防災協定を締結したことでございます。

一方、改善が必要な事項といたしましては、開設から6年が経過をいたしまして、入居者の平均年齢が上がる中、健康寿命を延ばす取り組みが必要であるため、その対応方針といたしまして、介護予防事業の実施、正確な情報提供といった点を掲げてございます。

裏面をご覧ください。サービス向上および業務改善の視点といたしまして、入居者同士の交流を持つ機会として、1階の場所を活用し、趣味活動、交流企画を行っているということを掲げてございます。

53ページをご覧ください。こちらは品川区立平塚橋高齢者多世代交流支援施設（平塚橋ゆうゆうプラザ）でございます。指定管理者は社会福祉法人三徳会でございます。

設置目的でございますが、区内にお住まいの60歳以上の高齢者の健康維持、増進、生きがいを支えたいとするとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進し、高齢者の福祉の増進を図ることでございます。

指定管理業務につきましては、施設の運営に関すること。設置目標を達成するために必要な事業の企画・運営に関すること。施設の維持・修繕に関することでございます。

実績でございますが、平成28年5月1日の開設以降、平成29年度の延べ利用者人数は5万2,602人ございました。

積極的に評価した事項につきましては、施設利用率、言語聴覚相談の件数も増加していることから、地域のニーズを的確に反映した施設として運営できたこと。また、多世代交流に重点を置いた自主企画を企画運営することができたことなどございます。

一方改善が必要な事項といたしましては、自転車・ベビーカーを利用する来所者への対応をいたしまして、この点につきましては置き場所など利用方法を丁寧に説明するとしております。

裏面をご覧ください。サービス向上および業務改善の視点といたしましては、利用者の要望や利用状況を把握するためにアンケート調査を実施し、その結果をもとに、区と連携をとりながら利用者の要望を取り入れたよりよいサービスの向上に努めている点。町会、高齢者クラブ、保育園、学校などの関係機関や周辺住民、利用者によるボランティアとの共催による各種イベントや事業を実施し、多世代交流を図った点。開設後の利用状況の変化に柔軟に対応して、地域交流スペースのキッズコーナーを拡充し、

親子で気軽に立ち寄れる環境の整備などを掲げてございます。

○松山障害者福祉課長

私からは、障害者福祉課所管分8施設についてご説明させていただきます。55ページでございます。

まず、品川区立心身障害者福祉会館についてでございますが、指定管理者は品川総合福祉センターでございます。

指定管理業務の概要についてですが、障害者地域活動支援センター、障害者自立訓練センター、障害者生活支援センター、この3つの機能を持つ施設となっております。実績は記載のとおりでございます。

積極的に評価した事項でございますが、生活介護において、在宅での生活を継続させるため、飲み込む力、嚥下機能が低下した方等への摂食指導を継続していること。また、作業療法士、理学療法士による二次障害を予防するリハビリを行うとともに、職員体制を2.5対1に強化したことでございます。一方、改善が必要な事項についてでございますが、各事業におきまして稼働率の向上に向けた事業内容の工夫が必要となっております。またご家族が納得できるような説明や速やかな連絡体制も必要でございます。

それらの原因の分析についてですが、稼働率については、利用者の高齢化による通所日数の減少に加え、特別支援学校卒業後のご利用者の確保ができていないことでございます。また、説明・連絡につきましては、ご説明するタイミング、あるいは伝達力が不足している点でございます。

対応方針といたしましては、特別支援学校の対象者に対しまして会館の強みをアピールし、実習生の受け入れを進め、利用者増につなげることを。加えて職員個人の説明力の向上を図ることでございます。

区民満足の視点でございます。生活訓練におきまして一人一人のニーズを把握し、パソコン、軽作業、外出訓練、グループ訓練等の訓練を取り入れ、生活の質の改善、地域での自立を目指した支援を行っているところでございます。また生活介護の給食については、本人、ご家族の意見をお伺いしながら、摂食指導の医師、栄養士、給食委託事業者、看護師、生活支援員が検討会を行い、各利用者に適した食事の提供・介助を行っている点でございます。

サービス向上および業務改善の視点ですが、虐待防止委員会、サービス向上委員会を毎月1回実施し、職員の意識向上に努めているところでございます。

組織管理体制および業務の適正執行の視点ですが、職員育成においては、人権研修、メンター制度を取り入れ取り組んでいる点でございます。

続きまして、57ページでございます。品川区立西大井福祉園でございます。指定管理者は社会福祉法人福栄会でございます。

知的障害者の方を対象にしました生活介護、それから就労継続支援B型を行いまして、日中活動の場と就労訓練の場を提供するものでございます。

積極的に評価した事項ですが、年間を通じまして高い利用率を維持し、サービスを利用したいという地域のニーズに対応したことでございます。一方、改善が必要な事項におきましては、定員の超過があり、減算があったことでございます。

改善が必要とされた原因の分析についてでございますが、ご利用者の希望に応え受け入れをいたしましたが、定員との調整ができていなかったため、対応方針といたしましては、定員の調整を図りつつ、ご利用者のニーズに応えることでございます。

裏面をご覧ください。区民満足の視点としまして、調理活動、野菜栽培、講師を招いての体育館での運動、銭湯貸切入浴訓練など、日中活動のプログラムの充実を図っている点でございます。

サービス向上および業務改善の視点ですが、サービス向上研究会によるセルフチェックを行いまして、施設の課題、改善点を全職員で話し合い、改善を図ったこととございます。

業務の適正執行の視点でございますが、安全管理面では福栄会ヒヤリハット・リスクレベル評価表に基づきまして報告書を作成し、職員で共有し、事故防止に努めている点でございます。

続きまして、59ページでございます。品川区立かがやき園、指定管理者、福栄会でございます。

入所施設と日中活動の場としての生活介護、短期入所の事業を行っております。

積極的に評価した事項でございますが、短期入所におきまして、常時緊急受け入れができるよう、区と各相談支援センターと連携しまして、ニーズに応えるよう努めております。一方改善が必要な事項といたしましては、利用者の高齢化、重度化に伴いまして、支援内容の充実、安全面の強化が求められております。

対応方針でございます。介護予防、体力低下を予防するための取り組みを行っているところでございます。

裏面をご覧ください。区民満足の視点でございます。入所利用者に外出活動を提供しまして、利用者の希望に応じたサービス提供を行っております。

サービス向上および業務改善の視点でございますが、ロボットスーツなどの機器を導入しまして、ご利用者への安全な支援と職員の負担軽減を行っております。

組織管理体制および業務の適正執行の視点ですが、大井警察署の協力を得まして、不審者侵入訓練を実施しまして、施設の安全意識の向上に努めました。

続きまして61ページでございます。品川区立品川児童学園でございます。平成29年度から共同事業体フリーユニティーが指定管理者となり、実際の運営は社会福祉法人ゆうゆうが行っております。

児童発達支援センターのほか、保育所等訪問支援の事業を行っておりまして、総合支援施設開設までは、こみゅにていふらざ八潮での運営となっております。

積極的に評価した事項でございますが、指定管理者の変更によりご利用されているお子さんや保護者が混乱を生じないように、これまでの運営方法の踏襲や一部の職員を継続して雇用し対応したところとございます。また、保護者向けの説明を行い、不安の軽減に努め、支援の質の向上のための研修を職員に受講させ、通所支援の利用率が向上しました。一方改善が必要な事項といたしましては、平成31年度開設予定の新施設への移転に向けた体制整備が求められております。

改善が必要とされた原因分析についてですが、現在知的障害の方だけを対象にしておりますので、肢体不自由児への対応、あるいは保育園等の併用利用されるお子さんに対応した体制を整備する必要があるということで、それに向けた対応について研究しているところでございます。

裏面をご覧ください。区民満足の視点でございます。保護者向けに法人理念の説明や新施設長による勉強会などの開催により、より指定管理者の変更に伴う不安の払拭に努めてきたところでございます。

サービス向上、業務改善の視点についてですが、療育を専門としました施設長を配置しまして、サービス向上のための職員向け勉強会を実施いたしました。

組織体制および業務の適正執行の視点についてですが、指定管理変更初期は事務方職員が施設長でしたが、療育専門の施設長への配置に変更するなど、人材確保を行いました。また、地域の保育園のイベントに参加し、ボランティアを積極的に受け入れ、地域との円滑な関係構築に努めてきたところでございます。

続きまして、63ページをご覧ください。ここから3つ、グループホームになります。

まず、品川区立北品川つばさの家でございます。指定管理者は社会福祉法人げんきでございます。

積極的に評価した事項ですが、職員体制について、法人内職員との連携や夜間における看護師の配置を行いまして、個々の利用者に必要な支援を行ったところでございます。改善が必要な事項としましては、利用者の高齢化・重度化が進みまして、利用者に応じた支援を検討する必要がございます。

改善が必要な原因の分析についてですが、ハード面におきましてはバリアフリー化というのは難しいため対応方針として、グループホームの本来の役割でございます自立した生活を送れるよう、ソフト面での支援や環境を整えていくということでございます。

裏面をご覧ください。区民満足の視点においてですが、ご利用者と世話人で集会を月1回行い、利用者の意見を取り入れてきたところでございます。

サービス向上および業務改善の視点ですが、下半期、非常勤職員2名と夜間の看護師配置を行い、効果的な支援に努めてきたところでございます。

業務の適正執行の視点でございます。虐待防止につきまして、世話人を含め会議で情報共有を図りまして、世話人の意識調査を行ったところでございます。

続きまして、65ページをご覧ください。品川区立西大井つばさの家、指定管理者は福栄会でございます。

積極的に評価した事項でございますが、利用者の通所先である日中活動の事業所と連携し、高齢化に伴う心身状況の変化に対応し、サービスにつなげたということでございます。

改善が必要な事項としましては、今後も高齢化に伴う利用者の心身状況を踏まえまして、介護保険制度のサービスへ適切につなげるということが必要になってまいりますので、対応方針として、ご本人と家族と定期的な話し合いをする中で、適切なサービスを提供できる施設の情報提供等を提案していくということでございます。

裏面をご覧ください。区民満足の視点についてですが、日中通所している事業所と連携し、利用者が安心して過ごせる環境づくりに努めているということでございます。

サービス向上および業務改善の視点についてですが、利用者の状況に応じた支援や利用者本人の要望、希望を言える環境づくりに努めているということでございます。

業務の適正執行の視点ですが、併設の西大井福祉園、近隣の法人のほかの施設ともに、町会、警察、消防署と連携して防災訓練を行ったところでございます。

続きまして、67ページになります。品川区立上大崎つばさの家、指定管理者はげんきでございます。

積極的に評価した事項についてですが、クッキング等、利用者同士の交流を図るとともに、休日の過ごし方の工夫をしたこと。また町内会の行事に積極的に参加し、地域住民との交流を図っていることでございます。

改善が必要な事項についてですが、自立に向けた休日の過ごし方についての支援を工夫する必要があるということでございます。その原因の分析ですが、定期的、または長期間、休日を家庭で過ごす際に、家族が身の回りのことをやっしまい、自立につながらない場合があるということで、対応方針としましては、ご家族のご理解・協力を得ながら、グループホームで休日を過ごす時間を設けるということでございます。

裏面をご覧ください。区民満足の視点についてですが、利用者の希望する場所や外出・外食を支援してございます。

サービス向上、業務改善の視点としまして、ご家族との面談を頻繁に行い、ご家族から、当初に比べ

本人ができることが増えたという評価を得ているという点でございます。

また業務適正執行の視点としましては、防災訓練時には「第三者に助けを求める」訓練を繰り返し行ったところでございます。

続きまして、69ページをご覧ください。品川区立発達障害者支援施設ぷらーす、指定管理者は社会福祉法人げんきでございます。

就労継続支援A型、B型と、発達障害の就労の相談、指導等を行っており、また思春期から成人期に向けての相談と、就労につなげる支援をしていくとなっております。

積極的に評価した事項についてでございますが、A型・B型とも新たな作業内容を獲得できるよう努めてまいりました。一方改善が必要な事項といたしまして、A型については平成29年度で事業終了に伴いまして、A型のご利用者2名の方がB型に移行する際に、安定した仕事の提供が必要であること。B型につきましては、就労支援収入の安定の確保とやりがい求められる点でございます。

裏面をご覧ください。改善が必要とされた原因の分析についてですが、軽作業の受注は増えているものの、ご利用者の適性とマッチングや体調による業務の不安定さがあるため、対応方針としましては、利用者の作業能力、適性を見極めるとともに、体調の変化に早めに気づくことで、安定した通所を支援していくというところでございます。

区民満足の視点としましては、就労へのステップアップを図ることができていること。また就労中のご利用者に対して、職場の困りごとを聞き、利用者の認知特性を踏まえた支援をすることで、就労の安定につなげていくという点でございます。

サービス向上、業務改善の視点につきましては、利用者全員の活動ごとの振り返りを行い、ニーズを把握しております。

業務の適正執行の視点としましては、リスクマネジメント研修を11回実施し、事故防止に努めている点でございます。

○川島健康課長

私からは71ページ、品川区立健康センター（品川健康センター・荏原健康センター）のモニタリング評価結果についてご説明いたします。指定管理者は住友不動産エスフォルタ、NTTファシリティーズ、住友不動産共同事業体で、平成29年度は5年間の指定管理の4年目となります。今年度は指定管理5年目、平成31年度から5年間、新たな指定管理者候補者の選定が終了しており、第4回定例会にて指定管理者の指定に関する議案審査をお願いする予定でございます。

この施設は、区民の健康の保持および増進を図ることを目的に設置されており、業務の概要は健康づくり事業の運営および施設の利用に関すること、施設維持修繕に関することなどです。

平成27年度からの事業の実績はこちらの表のとおりです。フリー利用、コース型教室、ともに着実に利用者が増えております。指定管理料につきましては、基本指定管理料は5年間一定ですが、この中に含まれる修繕費が年度ごとの金額の変動要因となっております。

総括ですが、前年と比較いたしまして、フリー利用者数およびコース型教室利用者数が増加しております。これはフリー利用者が利用可能な栄養講座の実施や、コース型教室の内容の定期的な見直し、新規利用者への体組成測定の実施とその結果に応じた運動方法のアドバイスを行うといった継続利用を促していく指定管理者の運営努力と評価しております。

改善が必要な事項につきましては、利用者数の増加によりまして、トレーニングルームや更衣室等の利用マナーに関する利用者からの意見が寄せられているということで、利用者マナーのより一層の向上

に向けた対策を実施する必要が生じております。

改善が必要とされた原因の分析および対応方針につきましては、混雑状況に応じた入場規制の実施、参加者が多いと予測される教室については整理券を配布するなどの対応、それから利用者マナー向上に関しましては、施設の見回り体制の強化、館内放送による注意喚起の実施などを指定管理者に指示いたしました。

裏面にお進みください。評価の視点別のコメントで、区民満足の視点についてですが、新たな取り組みとして、区内企業、日本航空と連携しまして「空育」という紙飛行機教室や、職業紹介イベントの実施、体力測定イベントとしまして、トレーニングルームで6月と8月に反復横跳びや上体起こしなどの測定会を実施しております。こうした運営上の工夫から利用者数が増加しており、利用者満足度も向上しているという評価をしております。

予算執行の視点ですが、利用料金収入につきましては、平成21年度以降、昨年度平成29年度が収入が最も多い年です。これは指定管理者の運営努力による収入増であります。効果的な運営とサービス向上の結果と評価しております。

サービス向上および業務改善の視点につきましては、アンケートボックスによる利用者の声を集約しまして、コース型教室の内容の見直しに反映するなど、利用者の声を業務改善に反映しております。

組織管理体制および業務の適正執行の視点につきましては、計画どおり適性に執行されており、全スタッフによります就業前の救急救命トレーニングの実施による利用者の安全確保策のほか、接客や指導技術向上のための研修も実施しているところを評価しております。

最後、経営会議におけます全庁的な視点によります評価結果につきましては、引き続き定期的なプログラムの見直しなどの運営の工夫に取り組むとともに、利用者アンケートなどを活用し、さらなる運営改善に努めることと評価されております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。いろいろありがとうございました。我々議会にとっても、これは、ここで判断をする、チェックをするに我々にとっては、必ずこれが一番必要な書類だと思っております。皆様にもご覧いただいていることとっておりますので、どうぞ積極的にこれについて質問していただきたいと思いますが、皆様いろいろなことを言っていただいて、これはもりだくさんなので、なるべく一つのことで重複がずっとあるようなことのないように、そういう注意をしながら、ぜひ積極的に質問していただければと思います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

ご説明ありがとうございます。今、委員長がおっしゃったように、やはりこのモニタリングで、私たちが指定管理者がどういうことをしてきたのかというのを見れる大事なところだと思っているのですが、この間も何度か言わせていただいているのですけれども、このモニタリングの評価の結果についての総括シートをもう少し充実させていただけたらと思うのです。

先ほど、この説明が始まる前にこういった各法人、運営者から事業計画が出されて、それよっての事業報告書が出て、それをもとにしてのこの総括シートだとありました。ですので、全体的なことになるので、それぞれの事業者がどういった事業計画を立てているのか、毎年毎年その事業計画が出されるわけですね。なので、そもそものこの事業計画がそれぞれどういう計画で、その計画についてどういうことを実施してきたのかというのを書くようにすると、すごくわかりやすいのではないかと

思うのです。

それと、この収支のところも、収支なので、これだけ入ってこれだけ使ったというのがわかる形で、人件費だったり、またそれぞれの事業で使うもの、また光熱費等々も当たり前にあると思うのですけれども、そういったこともわかるようにしていただけるといいと思っています。

ほかの自治体がどうなのかをちょっと調べてみましたら、世田谷区がすごく見やすいと思ったのですが、同じようにモニタリングという形でインターネットで検索すると出てくるものなのです。それで、事業計画についても書かれています。事業計画書で提案した事業等の実施状況というのが書かれていますし、指定管理に関する業務の収支というの、受託事業の収入、また人件費、事務費、事業費と書かれていて、どういうところに使われたのか、人件費はこれだけなのかというの、すごくわかりやすく出ていました。

それから、やはり特別養護老人ホームや高齢者施設や障害者施設は、介護度別の人数だったり年齢別の人数、あと障害者のほうは区分別の人数なども出ていまして、この施設がこういった年齢層で、こういった介護度で構成されている施設なのかというのがすごくイメージしやすいと思ったのです。なので、こういった積極的に評価した点だったり、改善が必要とされた点なども品川区のものにもあるのですけれども、それがさらにイメージしやすくなるのではないかと思ったのです。

ですので、そういった改善をしていただけると、私たちもさらに見やすく、そしてどういう事業がされているのかというのが大もとからわかってくると思いましたので、ぜひ総括シートの改善の検討をしていただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず大前提として、記載につきましてはこれでなければいけないというものではないので、必要があればもちろん手直しは当然やっていこうと思います。何かもうどうしてもこれだと用をなさないとか、見づらいかということであれば、それは検討は引き続きはしていきたいとは思っておりますが、まず、いろいろな経過を経てこの形で今おさまっているというのがあります。それはおそらくこの委員会をさせていただく時間的な問題、ボリューム的な問題等がまずひとつにあると思いますので、簡略化というか要点を絞った形でシートを、今日だけでもこれだけの分量がありますのでということがまず1つ。

それから、例えば収支に関しては、例えば決算特別委員会等でもそれぞれの運営費等の報告が上がってくるということもありますし、それから例えば高齢者施設の介護度別等について、施設別には確かになっていないかもしれないですが、累計としての要介護度等につきましては、年度当初の運営状況等でもご報告させていただいているということもありますので、なるべく重複しないように、この指定管理の中で一番ご議論いただきたい情報をコンパクトにまとめたというのが今の形になっておりますので、その点についてはご理解いただきたいというところがございます。

○石田（ち）委員

コンパクトにまとめていただいているのはいいのですけれども、やはり私たちもこれを見て、ここで年に一度このモニタリングでどう評価されて、どういう運営がされているかというのがわかるものですので、ぜひイメージをしやすく、さらにわかりやすいものにしていただけたらと思うのです。そうすると、細々した質問も私たちもいろいろあります。これは何だろうというはあるのですけれども、そういったものもスムーズにこちらも理解できるかと思っておりますので、ぜひこの辺の検討をしていただけたらと思います。これは要望とします。

個別の施設についての話を伺いたいのですけれども、41ページの上大崎特別養護老人ホームなので

すが、この改善が必要な事項のところ、「事故への対策が不十分であり」というのがあるのですけれども、この上大崎特別養護老人ホームの総括シートを見ると、この事故の部分がやはりすごく重点的に書かれていると思うのですけれども、事故がどれぐらい起こったのかというのも、他区のモニタリングでは件数が出ていたりするのです。その件数の中身として、骨折何件とか打撲何件、薬の事故何件という形で、事故がこれだけあったということも書かれているので、これだけだとどれだけあったのか、どのような事故があったのかということでまた質問が細くなっていってしまうので、ぜひそういったものもわかりやすくしていただけたらと思うのですけれども、これは1つこの総括シートへの要望です。

それと、事故の対策が不十分であったというところで、この事故というのが、私たちがちょっと心配するのは虐待にもつながりかねない、虐待が事故とみなされてしまうとか、そういうちょっと複雑な面があると思うのです。なので、この事故というのは虐待等々と何も関係がなかったのか、どのような関係があったのかということと、上大崎特別養護老人ホームのところで、やはりあざができてくるというお話も私たちは聞いたりもしているのです、そういった面での、虐待という面からどうなっているのかを伺いたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず、上大崎特別養護老人ホームの事故、それから虐待等の話ですけれども、このモニタリング、いわゆる事業者からの聞き取り等で、その段階で全ての報告を受けているわけではなくて、事故報告については、発生した段階で速やかに所管課のほうに、よほど大きな場合はすぐ一報が電話で入りますけれども、通常書面で速やかにまず第1報を報告して、所管内でその内容を情報共有するというのを日々やっております。

あざ等につきましては、それが明らかに虐待が疑われるという事例がある場合については、虐待を担当している支援係というのがありますので、そちらの職員が現場に行ったり職員から聞き取りをしたりということで、虐待についてもその虐待を専門にちゃんと対応しているということで、この1回のモニタリングの聞き取りで全てを把握しているわけではなくて、日々行われているということでございます。

それで、ここで言っている事故というのはまさに例えば転倒の事故であって、それが多分転倒してあざができていたとか、場合によっては出血があったとかという場合があったときに、こういうことがあった、居室に入ったら転倒していたので、こういう対応をして、例えば病院に行きましたとか、そういう報告がまずなされて、最終的にご家族に連絡をとって退院したという結末まで、必ず追跡報告が入ることになっております。

この虐待については、それとは全く別に、疑わしい場合については連絡があるということで調査をするのですけれども、結論から言いますと、虐待認定をした事例はこの数年ありませんので、虐待というのは起きていないと申し上げられると思います。

この上大崎特別養護老人ホームのところが事故の対策のことを強調して書いているのは、これは年度途中に一度直接職員が、私も同席して指導したことがあるのですけれども、事故報告として上げるものについて、こちらの法人は愛知県にある法人で、あちらでも事業展開をしているのですが、その取り扱いのレベルにおそらく差があったのだと思います。

これはたとえの例なのですけれども、例えば薬の飲み忘れが1個残っていたということについては、その施設内できちんと対応したということで済ませて、もしかしたら例えば自治体の保険者のほうに報告を上げてきていなかったのかもしれないのですけれども、品川区としてはそういう細かいものも含めて全てイレギュラーなことが起きた場合は事故報告として上げていただいているので、こういう場合につ

いても事故報告として必ず上げてくださいという指導を年度途中にした経過がございます。おそらくそれを踏まえて、こういう改善点として記載してきたとこちらでは捉えているところでございます。

○石田（ち）委員

転倒した事故等々が起きてくる、こういうところに書かれていると、そういった心配も私たちはいろいろあるので、そこもやはり丁寧にわかりやすく誤解のないようにといたしますか、私たちも質問はしますけれども、しなくてもわかるような形にしてもらおうと、事業者としてもスムーズだろうなと思いました。

それと、その上大崎特別養護老人ホームの部分で、裏面のページの予算執行（財務）の視点のところ、「人件費については退職等があったが」ということで書いてあります。私も上大崎特別養護老人ホームは新しくできたので、ちょっとお話を伺いに行ったときに、職員が最初すごくたくさん応募して、それで入ってきたのだけれども、大量に辞めていってしまったというお話も事業者の方がされていたのですけれども、今は「余裕を持って採用しており、想定内であった」となっていますけれども、今の職員体制と離職率というのが出ていたらわかるのですけれども、どうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

すみません。ちょっと細かな離職率の上大崎特別養護老人ホームの分については、まだ手元になくて申し訳ないですけれども、まずご指摘のとおり、最初新規施設なので、法人の本部のほうからの異動等も増えたということも聞いていますけれども、やはり地元のほうでたくさん採用したという話は聞いておまして、その結果、最初に採用した方が比較的多く辞めたような事例もあったということも報告としては聞いております。

ただ1年以上たちまして、今現在は安定して、この法人でずっとやっていきたいというような職員が大分増えてきましたよと、実際に施設長からも口頭で聞いておりますので、まず職員数についてはきちんと満たしておまして、ほぼほぼもう満室に近い状態になっておりますので、記載されているとおり、今安定しているというのはそういうことを指している。

それとあと、離職率の考え方なのですけれども、国の統計でとっている離職率とはちょっとまた、国のほうは例えば新規採用から3年以内に辞めた人みたいなとり方をしていると聞いているのですが、実際には介護現場については中途採用が多かったりとかいうこともありますので、まずその定員をきちんと満たしていて、戦力になる人、例えば有資格者も含めてどのぐらいいるかというあたりを中心に、我々のほうもしっかりチェックをしているというところでございます。

○石田（ち）委員

わかりました。それでは次のほうに行きたいと思うのですけれども、65ページの西大井つばさの家ですけれども、ここの収支のところ「西大井福祉園と一体である」となっています、やはり別の事業所で内容も違うわけですから、ちょっとここは別々にしっかりとそれぞれの事業所の収支を出すべきではないかと思うのですけれども、そこはどうかということと、あと、ここは世話人を再委託していたということで大変な問題になったかと思うのです。それは全くここには記載がないですけれども、その後どうなっているのか伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

まず1点目、収支の表記の問題ですけれども、こちらは実際に分けられるものがどのような表記がわかりやすいか等々、今後検討をしていきたいと思っております。

また、あと世話人の再委託のことがここに書かれていないということですが、こちらは前年度、平成29年度のモニタリングということで、世話人の再委託については解消するよう既に申し入れを行っております。区としては解消すべくきちんと指導をしております、今年度中には解消するというような回答はいただいております。

○石田（ち）委員

わかりました。私たちもつばさの家の事業計画等々を情報公開でもらったときに、やはりつばさの家と一緒にいたのです。つばさの家の事業計画と報告がないなと思っていたら、やはり一緒くたになっているということで、すごく見づらい。事業報告が一緒になってしまっていると、本当に見えなくなってくると思うのです。そういうところで、そういった再委託という問題も本当に見えなくさせられてきていると思いますので、やはり別々にしっかりと収支等々を分けるべきだと思っていますので、そこは言うておきたいと思います。

最後に、45ページの高齢者住宅、ここで先ほど課長からも説明があったのですが、どこの高齢者住宅も改善したいところに老朽化を挙げています。それで、最後の経営会議における評価結果も、どこの高齢者住宅も「施設老朽化に伴う大規模改修については計画的な実施に努めること」とあるので、すけれども、区の施設ですので、この大規模改修というのを区も考えなくてはいけないところなのか、区の施設が老朽化をしてきているのですけれども、区としてはどのようにお考えなのでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長

先ほどのこの報告の際にも触れさせていただきましたが、高齢者住宅は一様にやはり老朽化がなかなか進んでおまして、こちらの対応というのが全ての高齢者住宅についても課題と捉えております。

こちらの改修につきましては、改修といってもいろいろな程度がございます。小規模なものから中規模、大規模なものといろいろございまして、中規模・大規模は金額もそれなりに要するもの、それと期間も要するもの。こういったものに関しては計画的に全体の施設整備の部門ともしっかりと連携を密にとって、区の全体の改修計画の考え方とも整合性をとり、そして居住者の方に迷惑とならないように、計画的に進めていきたいと思っております。

○石田（ち）委員

改善が必要とされた原因の分析のところにもどの高齢者住宅も同じように書かれているので、やはり老朽化というのをどうにかしたいという思いでいると思いますので、そこは丁寧にやっていただきたいと思っております。

それと、高齢者住宅で「高齢者を狙った犯罪のターゲットになりやすく」という、これも全部の高齢者住宅が言っているのですけれども、被害というのは高齢者住宅で出ているのでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長

実際、今被害が出ているかというところなのですが、その寸前まで行ったという例の報告は受けております。ただ、こちらはちゃんと管理業務を法人にお願いをしております、その辺の問題意識というのはいつも法人側とは共有をさせていただいております。ですので、安易に知らない方が入ってくることに對しては、積極的にきちんと声かけを行うなどの見回りをいつも以上をお願いしているとともに、これからも、例えばハード的に防犯カメラ等設置できないかといったこともあわせて検討していきたいと思っております。

○石田（ち）委員

やはり高齢者を狙った犯罪というのが本当に後を絶たないと思っておりますので、また手口もいろいろ

多様化しているので、ですのでこうした高齢者住宅と銘打っているとやはり高齢者が集まっているところとなってくるので、そこへの住民への対策等々はさらにやっていただけたらと思います。

○鈴木（真）委員

全体的な確認なのですけれども、平成28年度の評価と平成29年度の評価とを比べたときに、例えば改善が必要な事項が平成28年度に出ている、それが平成29年度でも同じものが出ているというものはあるものなのかというのをちょっと確認します。

というのは、先ほどお話の中で、普段から連絡を取り合っているから、その辺のところは十分指摘しているのですけれども、その中でやはりまだ改善がされていなかったときにどういう指摘をしているのか、その辺のチェック体制を確認させてください。どこの所管になるのかわかりませんが、それぞれ違うけれども、どこか代表的なもので。

○寺嶋高齢者福祉課長

高齢者福祉課所管の施設について、平成28年度から継続して同じ課題が挙がっている例としましては、やはり一番大きいのは利用率のことで、例えば認知症デイを含めた利用率の低下ということで、これは1年間でやはり改善が思ったほどできていない場合は、当然翌年度も挙がってくるということで、それで、例えば1つのものとしては、認知症に対しては区も一緒に対策会議を開いて、あり方の検討とか効果的な策の取り組みということは一緒に考えているということで、区も一緒になって改善に向けて支援させていただいているのがあります。

それから、あと事故については、どうしても身体拘束等の関係もありまして、転倒はないに越したことはないのですけれども、残念ながらこれはなかなかゼロにはならないということがあります。もちろんご家族にその拘束のこともちゃんとご説明した上で、こういうことはできないのでということで、一定程度自由に動けるようにした中で起きてしまうというのだと、これは防いでも防ぎ切れない部分があるので、それについては翌年度もやはり挙がってくることになります。

これは、目標として掲げたけれども防げなかったということではなくて、やはり事故に対する戒めというものも含めて、これからも引き続き気を引き締めてやっていくのだという意味で、引き続き事故防止に努めてくださいということでコメントをさせていただいていくということです。

○鈴木（真）委員

今、お話のあった事故とか、利用率が大変厳しい状況の中で出てくるのはしょうがないかと思うのですけれども、例えばどこだったか、理学療法士が足りないから採用したいというのがたしかあったと思うのですけれども、そういうところは、その後区としてそこの折衝、このモニタリングが終わった後に現状どうなっているのか、その辺のチェックは普段とられているのでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長

ご指摘のとおり、当方でその後の経過についても確認をしております。ここに記載したのもすぐページが出てこないのですけれども、理学療法士につきましては、細かく言うと2名のうち1名が産休に入ってしまったという個別の事情がありまして、その間の補充がなかなかうまくいかなかったということについては聞いておりますが、その後の補充はきちんと対応できていると。ただ、それ以上にリハビリのニーズが高まってきているので、もう一人欲しいとかいう話になっていて、今苦慮しているといったのが、今回のシートに関してはそういう状況であります。ご質問に対しては、今の趣旨に関しては、きちんと区のほうは中間も確認をしております。

○鈴木（真）委員

ありがとうございます。どこもうまく区と連携をとって運営ができるように、またこれからもよろしく。これは要望です。

○こんの委員

まず全体的にお聞きしたいことが、このようにモニタリングで自己分析をして、自己課題で改善をしていくというこのシートで経営会議で評価をされるというところで、いわゆる自己分析、自己課題、自己改善をするほかに、区として指定管理者に、区民の方はこういう要望がありますよ、こういうことを改善してほしいですよということが個別で入ってくる案件もあるかと思うのですが、そういうものと、指定管理者との思いのずれみたいなことはあるのでしょうか。

要するにご自分たちはこういうのが大事だ、必要だ、改善をしたい、課題だと思っている一方で、普通に入ってくる区民の声、要望とかいうところとはそれほど差がないのか、あって改善を求めて、こういうシートが上がってくる前に改善を求めたり要望したりということが日常行われているのか、そこら辺の状況はどのような状態でしょうか。それぞれ指定管理者との関係があると思うのですが、どうでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長

高齢者施設の話になってしまうかもしれませんが、まず大きなずれという意味では、根本的に食い違っているという経験は私自身はしてはいないのですが、ただやはりご利用者がなかなか納得していただけないと。勘違いも含めて、制度的な問題でできないことに対してもやはりやってほしいみたいなときに、区のほうに要望が寄せられて、こういうことを施設に言ったのだけれどもうまくいかなかったから、区に来るということは結構多いので、いきなり区に来ることはなかなかないのですけれども、その辺については、区のほうからも、できる、できないのご説明とかを含めて、あと可能な限りどこまでできるかとか、代案はないかとかについては施設のほうにも連絡をしますので、やはりちょっと話し合ってみてくださいみたいな対応をさせていただくことは、それほど多くはないのですけれども、毎月のようにそういったことは来ております。

それとあと、そういった情報、施設個別のものについては、そういった連絡があったときに、必ずその日のうちに施設と連絡を取り合っ、場合によっては出向いたり、来てもらったりしてやり取りをしているというのがありますので、漏れはないと思っています。

それから、他の施設にも共通しそうな問題であれば、事業所連絡会等を使って、こういった事例があったので、ほかの施設でも情報共有してくださいということでご案内をしているということは定期的に行っております。

○こんの委員

ありがとうございます。先ほど鈴木（真）委員からもあった、前年度、今年度、毎年同じような課題が挙がってくる話の中で、稼働率というところで、要するにニーズをしっかり捉えて、そこをどのように応えてあげられるかというところが稼働率にもかかわってくるとなると、その辺の事業所が思っているニーズと、区が押さえているニーズとの連携で、お願いをする側とそれを受ける側との思いが整合して初めてその業務が成り立っていくと考えると、その辺の連携というのは、今おっしゃられたように、勘違いも含めてきちんと説明をしてあげて進めているということですので、引き続きその点、いろいろな区民の方の思いが入ってくる場合もあると思いますが、ぜひご対応いただきながら、指定管理者と進めさせていただきたいと、これは要望です。

次に、災害時の対応というところでは、それぞれの指定管理者、先ほど少し消防署とか警察とかと協

定を結んでいるという施設もありましたけれども、災害時の対応というのは訓練も含めてどのように、またご家族の方や利用者とその災害時の対応や訓練が、どのようにご自分たちが災害時に安全になっていくのかというご利用者への説明とか、その辺はいかがでしょうか。それは区からこのようにしていただきとお願いをしているものがあるのか、管理者独自で考えてマニュアルなどをつくったりしてされているのか、その辺はどのような状況なのでしょう。

○寺嶋高齢者福祉課長

例えば特別養護老人ホームにつきましては、福祉避難所という位置づけになっておりまして、統一したマニュアル等もございますので、施設の中でさらにプラスで独自に取り組んでいただいていることはありますけれども、まず福祉避難所の機能ということも含めまして、入居者については基本その場で大丈夫だというふうに、あと家族の方とは連絡がとれる状況をうまくつくるということ等につきましては、個別に施設ごとに連絡の取り方であるとかについてはご案内をしていると聞いております。

○このんの委員

今、高齢者施設のほうをお伺いしましたので、例えば高齢者住宅に関しては、管理人という方が常時いるところといないところがあるでしょうし、そこら辺の災害時の対応はどうなっているかというのと、あわせて障害者施設のほうは、先ほど自分で助けを求められるようにしようとしているということですが、具体的にどのようにされているのか、以上お伺いしたいと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長

高齢者住宅における災害時の対応等避難に関してですが、委員おっしゃるとおり、管理人が同じ建物にいる施設といない施設とございます。ただ、それが災害時の対応に差があってはいけないことだと捉えておりますので、管理人が同居する、していないにかかわらず、同じ対応ができるように、それは施設側にも求めているところでございます。

○松山障害者福祉課長

委員お尋ねの第三者の方に助けを求める訓練の具体的なあり方なのですけれども、例えば施設外の外出先を想定しまして、お1人だということで、電話のかけ方、あるいは使い方、誰とどこにどうしてほしいのかというのを電話で言える練習を繰り返し行っているということでございます。

○このんの委員

高齢者住宅のほうはわかりました。管理人がいるところといないところで本当に差があってはいけないと思うのですけれども、災害時の緊急対応のときに、以前、やはり管理人が常駐されていないところでの対応というのは、結構誰にどう助けを求めていいかというのがあって、結局その管理人はご自宅からその現場に駆けつけてもらったみたいなことが結構このところあるのですけれども、高齢者の方々はご自分で自立した生活をするのが前提で入居されている方々なのですが、少しずつ身体的に緊急で逃げるとか、どうしたらいいかという判断が非常に難しいので、そこら辺のところは差がないようにというのは本当に難しいと思うのですけれども、常駐されていないところの部分というのは、具体的にどうだというのはきちんと計画というか、その事業者のそれこそマニュアルをつくられるまでされているのか、その点をもう一回確認させてください。

それから、障害者のほうですけれども、電話をかける。どちらに電話をかけるのかというのはあるかと思うのですけれども、あと、その外出先で周辺にいらっしゃる方にまず助けを求めることが第1番目かなと。電話をかけるといっても、公衆電話はまち中にはかなり減ってきて、ないという状態で、自分が携帯電話を持っていればできるでしょうけれども、そうではないときに、周辺の人にまず助けを

求めるということが一番最初かと思うのです。ヘルプマーク、ヘルプカードを所持していて、私はこういうことがあって、言葉で言えなくても、これで助けてというところでも、そういった提示の仕方とか言うのも必要なと。そこら辺はされているのか、その点をお願いします。

○宮尾高齢者地域支援課長

まず、高齢者住宅の管理人がいないときのマニュアルの整備に関してですが、これは実際にその部分をマニュアルとして求めているというところではございません。ただ、そうは言いましても、例えば管理人が実際にいないとき、あるいはいてもちょっと不在にするとき、不在の期間にもよるところはあるのですけれども、不在にするときでも、必ず何らかの形で居住者の方が緊急時に連絡がつくような体制をとるようにということは、実際に求めております。

また管理人が長期にわたって、例えばちょっとご旅行ですとか、長期にわたってご不在されるような場合には、区のほうに届けをしてもらって、その場合、例えばシルバー人材にその間行ってもらうような対応も実際にはさせていただいているところがございます。

○松山障害者福祉課長

委員ご指摘のヘルプカードの活用の仕方も、同じように訓練に含めておりまして、その他電話は、災害用伝言ダイヤル171のほうにかけける練習をしているということでございます。

○こんの委員

ありがとうございます。高齢者住宅のほうはそういう代替の方を活用しながら、体制をとってくださっていると。わかりました。

障害者のほうもそうやって訓練をしてくださっているということもよくわかりました。一番は利用者がそういう体制をとってくれている、こういうことが必要だということを、きちんと入居者がわかっていて、そういう体制をとってくれているなら安心だ、何かあったらそれにすればいいのだということが実はわかっているようでわかっていない。そこら辺の周知というのは、してあげることによって、お互いに何かあったときの対応がスムーズに行く場合といかない場合があるかもしれないけれども、その利用者への説明というのは、また周知というのは、常日ごろ必要なと思います。

特に障害者の方々についても、災害時の要望というのはかなり挙がっていると思いますので、そうした利用者のご家族の保護者の方にもきちんとそういう体制をとって、こういうことをしているというのは多分もう周知はされていることだと思いますけれども、何度言ってもやはりそうやって周知を図っていくということの体制は大事だと思いますので、その点、何かありましたらご答弁いただきたいと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○松山障害者福祉課長

ご利用者のご家族への説明、周知についてでございますけれども、区のほうにもそのお声というのは入ってきておりますし、必要なことだと認識しております。こちらのグループホーム以外のところに関しましても、家族会とかとそれぞれ意見交換しながら、では具体的にどうしていくかというのは一つずつ話し合いながら進めていきたいと思っております。

○こんの委員

ありがとうございます。全体的に今聞かせていただいて、指定管理ですから、区の思いを区のかわりに指定で管理をしていただく事業者なので、利用者・入居者が指定管理の業者がやってくださるのですよと言っても、でもそれは区でしょうという、わかるようなわからないような、運営事業者がいらっしゃるのだけれども、要するに事業者が運営しているのですけれども区の施設だということで、やは

り何かが起こったときに区が何とかしてくださるというか、それに対応してくださるでしょうというのが、実は考え方の中にあったりするのです。

なので、指定管理だからその事業者に全てお願い、そちらへ言ってくださいとか、そちらで対応してもらってくださいではなくて、区も一緒に対応しているのだというところを、ぜひ区民の皆様からの声は全体的に受けとめて、指定管理者が区のかわりにやってくださっている体制を、きちんと区の思いをくんでやったださる事業者として運営していただくように、区も細かく連携をとってやっていただきたいというのが、最後要望です。何か細かい事例があったとかではなく、区民の方が、事業者が運営しているといってもやはり区なので、そこら辺の区民の方のいろいろな課題や思いや要望というところを区としても捉えていただきながら、進めていただきたいというのが要望です。

あと個別で、これはどのように数字を見たらいいのかというところなのですけれども、特別養護老人ホームの利用率ですけれども、待機者がかなりいる中で、稼働率がなぜ100%っていないのか、この数字はどのように見たらいいのでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長

例えば短期間の入院等については、ベッドを確保しておく場合があったり、あと入退所のあったときに翌日から速やかに入れるということないので、どうしても空白期が出てしまう可能性があります。例えばそういった場合に利用率は100を切っていくということが、一番大きな理由としてはそこが挙げられます。

○こんの委員

わかりました。そうすると、入院時のときには、いつ退院をされるかその時間が確かにわからないので、その期間だけというわけにはいかないからそこが空いてしまうということだと思えるのですけれども、わかりました。そこら辺のベッドの使い方というのは、そういうご苦労があるというはわかりました。

そうすると、特別養護老人ホームでは非常にやはり利用者のニーズも高いところではありますが、区としても、この特別養護老人ホームに対しては今後も考えていく方向なり、対応なりというのがあると思いますので、ぜひそういったことで稼働率が100%行かない理由はわかりましたけれども、ぜひその点もよろしくお願ひしたいと思ひます。何かご答弁ありましたらお願ひします。

○寺嶋高齢者福祉課長

ページがすぐ出なくて申し訳ないのですが、入院前の状況をよく把握して、速やかな対応に努めるといったコメントをしていた法人もあったかと。その辺については手順を効率よく使っていきたいということ。それからあと、ショートステイが100%を超えてたりしているようなものは、入院中の空きベッド活用等をうまく使っているということになりますので、貴重な資源でございますので、引き続き有効に活用できるように各法人とも力を合わせていきたいと思ひます。

○こんの委員

ありがとうございました。

○石田（秀）委員長

ほかにありますか。

では、会議の運営上、暫時休憩します。

○休憩 午前11時47分

○再開 午後1時00分

○石田（秀）委員長

それでは、厚生委員会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、報告事項を聴取いたします。

(1)の平成29年度指定管理者の管理に対するモニタリング評価の結果について、再度ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木（ひ）副委員長

まず、初めのほうに書かれているサービスセンターについてお聞きしたいのですが、4ページの大井在宅サービスセンターのところの4の丸が4つあるうちの下のところなのですが、「再委託先の選定」というのがあるのですが、サービスセンターの指定管理者で再委託というのはどのようなものがあるのかということをお一つ教えてください。

それと、8ページのところに、これは大崎在宅サービスセンターなのですが、やはり4番のところなのですが、「重度の認知症状のある方や、胃ろう、腸ろうの方などの中重度者の受け入れも積極的に実施し、介護職員や看護師等の適切な人員配置を行った」とあるのですが、この胃ろうとか在宅酸素の方ですとか、バルーン、カテーテルだったりとかインシュリンだったりとか、そういう医療の依存度のある方の在宅サービスセンターでの受け入れというのが、やっているところとやっていないところがあると思うのですが、うちの地元のところでは中延在宅介護支援センターとかも、ここには書かれていないのですが、胃ろうの方を受け入れてくれていてすごく助かるというお話を伺っているのです。

在宅サービスセンターで、どこがそういうのを受け入れてくれるところなのかというのがわからない、それを探するのが大変だという声を聞いているのですが、こういう報告も出ている中で、また指定管理者だけではないと思うのですが、そういうところには区としてそういうデイサービスの中身についての把握をされているのか。また把握をされているのであれば、それをまとめて提供できるような形にしていきたいと思うのですが、それが2点目です。

それから、21ページなのですが、これは中延特別養護老人ホームと、それからその次のページの八潮南特別養護老人ホームなのですが、その管理委託料というのが、同じしなふくなのですが、かなり中延の3倍ぐらいになっているのです。この管理委託料というのが八潮南特別養護老人ホームと中延特別養護老人ホームでなぜこれだけ大きく差があるのかということについても教えていただけたらと思います。また、管理委託料がどのようにして決まっていくのかというあたりも、とりあえずお聞かせいただけたらと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず1つ目、4ページの大井在宅サービスセンターの再委託ですが、ここで言っているのは食事の業者のことを指しております。ここを変えたという、この4ページの一番上に「食事の改善を図るために業者を変更し」という記述があると思うのですが、下に書いてたのはここを指してのコメントでございます。区外業者から区内業者に変えたと聞いております。それが1点目です。

それから、8ページのこちらは胃ろう等医療対応なのですが、まずデイサービスについては、医療対応については必ずしも必須という形での配置は義務づけられてはいないのですが、ご要望もあるので、可能なところはやっているという今の実態でございます。それで、それを例えば一覧表にしてというのがあるのですが、これはやはり人材の確保との兼ね合いがありますので、確保できてやっているときはうまくいくのですが、これが長期的に続くものかどうかということも含めて、可

能な限りチャレンジはしてくれてはいるのですけれども、まだ区のほうでどこが今の時点でできて、どこができないかというところまでの把握ができていないという状況ではないので、したがって情報提供も今の段階ではできていないと。これができることについては、在宅介護支援センターのケアマネ等に情報提供して、今受けられますよみたいな話をして、希望者がいれば紹介してもらっているという形をとっていると聞いているところでございます。

それから、21ページと23ページの特別養護老人ホームの委託料の差ですけれども、まず特別養護老人ホームの委託料の考え方、これは特別養護老人ホームに限らないのですけれども、高齢者福祉課の所管施設のほとんどが、要するに介護保険で経営できる施設ということなので、例えば極端な例で言うと、認知症グループホームなどにつきましては委託料ゼロなどというところもあるぐらいで、これはもう介護報酬で全てやれるということです。施設の大規模な修繕等があれば別途工事をしたりする場合もあるのですけれども、通常の小破修繕、備品とか消耗品程度については、当然報酬の中でやれるという前提のもとでゼロ円というところがある。これが一番基本形かと考えております。

それに対して、例えば品川区では複合施設であったりというものが多いので、その複合施設によって生じる、通常単体の特別養護老人ホームよりもかかってしまう大規模施設維持管理費であるとか、複合施設維持管理費といったものについて、一つの考え方として利用者に転嫁するという方法もないわけではないのですけれども、そういう形はとらないで、基本的には区のほうでその辺を負担して、利用者負担に転嫁しないような形で委託として出しているというのがあります。あとは、比較的規模の大きい修繕費用等については、面積等から算定をして出しているということがあります。基本的には今言ったような要件で委託料の額が決まっていくので、あと、例えば人員配置についても、統括マネジャーを配置してもらっているということで、複合施設についてはそういった人件費についても見たりしているので、施設ごとに金額が変わってくるのはそういうことです。

八潮南特別養護老人ホームにつきましては、構造上も学校の再利用という整備をしている関係で、なかなか通常的人员配置では目が届かない部分も出てきますので、規定よりは手厚い配置をして目が行き届かないことがないようにということで、その分は委託料として乗せている。こういうことで、金額が大きくなっているのはその理由です。

○鈴木（ひ）副委員長

在宅サービスというのは結構いろいろなタイプに特徴があって、自分に合わせた在宅サービスを選ぶという形になっているのではないかと思います。ただ、そういうところをどうやって選んだらいいかというのがすごく大変で、そこもなかなか在宅介護支援センターの方もなかなか自分ではつかみ切れなくて、それをまた在宅介護支援センターの人が探すということにもかなり時間がかかってしまうということなので、ぜひおたくの在宅サービスセンターとしてはどういうものができますかみたいなことを、区のほうで1年間に1回とか調査すれば、そういう一覧表というのは多分できると思うので、ぜひそれはしていただきたいと。ほかの自治体でもそういう形でできている自治体もあると聞いていますし、また大体在宅介護支援センターではつかんでいると聞いていたのですけれども、実際あまりつかんでいなくて、なかなか大変だという訴えも受けていますので、ぜひそれは要望として出しておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

八潮南特別養護老人ホームのところはわかりました。個室しつらえということで、多分人員配置を手厚くしているということで考えればいいということなのですね。わかりました。

あと、53ページの平塚橋ゆうゆうプラザなのですけれども、事業報告に添付した管理運営実績とい

うところで、有料利用件数というのが545件と書かれているのですけれども、これはミニデイという
ことで考えてよいのでしょうか。

そしてまた、3,747万円くらいが委託料ということで書かれているのですけれども、この内訳がわ
かったら、人件費はどれくらいになるのかという内訳がわかかったら教えていただきたいと思
います。

それから、高齢者のほうから先にやりたいと思います。あと41ページの上大崎特別養護老人ホーム
なのですけれども、先ほどもあったのですけれども、かなり事故のことがこの報告書の中にさまざま改
善が必要な事項だったりとか、その対応方針だったりとか、サービス向上および業務改善の視点だっ
たりとか、いろいろ出てくるのです。区民の満足度のところでもそうですし、それから評価のところにも
出てくるので、ちょっと気になるところです。

それで、実際にお話も伺っている部分もありまして伺いたいのですけれども、この事故という
ところでは、虐待という認定はされなかったということなのですけれども、虐待を疑った調査というの
は、そういう告発があって調査はされたのか。された結果、虐待認定はされなかったのかというところを
一つ教えてください。

それから、改善が必要とされた原因というところも、「事故の内容、対策の共有がされていなかったこ
と。責任の所在がわかりにくい体制であったこと」と書かれているのですけれども、これがどう改善
されたのかということと、「同じような事故が起こらないように対応していく」ということも対応方針の中
にあるのですけれども、この同じような事故というのはどのような事故を指しているのかということに
ついてもお聞かせください。

○宮尾高齢者地域支援課長

まず、平塚橋ゆうゆうプラザに関するお尋ねでございますが、こちらの資料でございます有料利用件
数でございますが、こちらは施設の中にあるお部屋を平日の夜間、そして日曜日、目的外のご利用を
いただく際にお金を頂戴しているものでございます。その件数が、平成29年度1年間で545件あった
というところでございます。

管理運営委託料の3,700万円余に関してですが、こちらはやはり従事する人件費が一番大きくな
ってきております。そのほか、例えば小破修繕費用としての委託料ですとか、あとは本当に施設の日常
的な維持管理といったものに必要な清掃のお金ですとか、そういった日常の運営に必要な経費を
こちらに積算をさせていただいているところでございます。

○寺嶋高齢者福祉課長

上大崎特別養護老人ホームの事故、虐待等についてのご質問ですが、まず虐待についての調査です
けれども、通報等があった場合、必ず調査に入っております。これは例えば施設の内部からのという場
合もまれにはございます。それからあとご家族の方が、ちょっとあざができていたみたいなのだけ
でもといったものも含めて、いずれにしても虐待の可能性がわずかでもあると感じとったときは、必
ず職員が調査に入っております。区の職員が直接調査に行っております。それから、聞き取り等
もして、結論が出るまで必ずそれは追跡はしているというところでございます。したがって、虐待は
含まれていないというふうにご理解いただければと思います。

それからあと、事故に関する責任の所在、それから情報の共有等といったお話ですけれども、先
ほどの質疑の中でもありましたけれども、やはり新規開設のときに新しい職員がたくさん入って
きたという、それから入れ替わりも若干当初は多かったということで、対応の仕方の共有が
できていなかったというのを反省点として挙げているというところがあります。例えばフロアの
責任者レベルの人も入れ替わっ

たりしますと、その責任の所在というものも若干薄らいできたりとかいうことがあったのを反省として記載しているということで、今現在はその辺はすっかり落ち着いているという状況でございます。

それから、同じような事故がというところを受けてどういった事故があったのかというところですが、一番多いのはやはり転倒です。転倒がやはり多かったり、それからあと薬。先ほども言いましたけれども、飲むはずの薬が残っていたとか、そういったことが多かったのも、その辺については、転倒についてはなかなか防ぎ切れていないところもありますけれども、目の配り方といったものも含めて、あとご利用者の状況もきちんと踏まえた上で、事故をなるべく起こさないようにということをやっている。薬についてはもう徹底してやるということしかないですけれども、対策はとっているということでございます。

それから、あと上大崎特別養護老人ホームのヒアリングの中で実際に出た話としては、近隣の施設に見学に行って、事故防止のやり方を、具体的には西五反田の施設を見に行くと聞いていまして、そこはご利用者の了解を得てカメラを設置している部屋があると聞いております。それは、もともとは利用者が部屋の中で動いたときに、反応するとそれがスマホに飛んできてすぐ見に行けるという機能がついているというものを導入したと、試験的にやっているという西五反田のケアホームです。それについては当然プライバシーの問題もあるので、ご利用者の家族の了解を得てということなのではございますけれども、やっている。それを実際に見に行くと聞いています。

一つ収穫があったのは、実際に転倒があったときに、その映像をご家族の方に見せると、虐待かどうかということについてはすぐにご理解いただけるということで、そういう利用方法にもつながっているみたいなことを感想として言っていたのが、私が直接ヒアリングしてそれは聞いております。そういう対応も含めていろいろな手を打っているというのが、今の上大崎特別養護老人ホームの状況でございます。

○鈴木（ひ）副委員長

上大崎特別養護老人ホームは開所式のときにも見せていただいたのですが、その後に見学もさせていただいたのですが、多分眠りセンサーがあって、本当にベッドから起きたりすると、それがもう映像で管理ができるというシステムになって、初めはだからそれが入っていたのではないかと思ったのですが、すごく設備は整えられていると思ったのです。

そういう点では、そういう告発もあって調査されたけれども、虐待ということではなかったということで、そういう事故ももう起こさないようにという対策がとられるという判断ということでよろしいでしょうか。

それからあともう一つ、これはショートステイの利用率が57.3%ということで、ここはたしかショートステイが40床ぐらいありましたよね。すごく大きな規模のショートステイだと思うのですが、ショートステイはすごく希望が多いような思いもあったのですが、その辺のところでは多分全てのところに送迎付きということでショートステイもされているので、遠いところからでも希望はできるのかなと思うのですが、そこら辺のところでの需要との関係と、送迎はどこでも行ってもらえるのかというあたりもちょっと教えていただけたらと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

送迎につきましては、いわゆる送迎の人員体制が特に最初のころなかなか取りづらかったということもあって、おそらく一部には希望が少なく、その場では通らなかったというようなお声も区のほうに届いたことはございます。この利用率が低いのは、全体の話にかかわるのですが、やはり段階的

に受付をしていった関係で、初年度はかなり低く出ているのは、その辺の受け入れをある程度職員が慣れてくるまでたくさんは入れられないのでということも含めて、その両方が重なってこういった数字になっていると聞いております。

○鈴木（ひ）副委員長

そうすると、区内全体でのショートステイの需要とここでの利用率というのは、受け入れられるのにもかかわらず、需要がなくて受け入れなくて利用率がこのように下がったということではなくて、もともとこれくらいのことを想定していてこうなったと考えればいいのかということのを最後お願いしたいと思います。

あともう一つ、先ほどの上大崎特別養護老人ホームなのですが、職員体制のところでは一番初めに行ったときすごく私は感激しまして、看護師が常勤でたしか18人ぐらいいるということだったので、それが一気にほとんど辞められてしまったという話もちょっと聞いたのですが、それが今現在、平成30年度は看護師の配置がどうなったかということも教えていただけたらと思います。

それから、続いて57ページなのですが、ここは西大井福祉園なのですが、すごく利用率が高く125%までは受け入れ可能だけれども、125%を超えると減算になってしまうということなのでしょう。その125%を超えてしまったのが3カ月あって、3カ月が減算。でも、減算になっても希望を受け入れてくれるというのは、本当に福栄会の努力で障害者の方々の要望を受け入れるということで受け入れていただいたのだと思うのですが、そこら辺のところでは、この定員と登録者数、それぞれどのぐらいになっているのかということ、利用率はここにあるのですが、それをちょっと教えていただけたらと思います。

この中身でも、区民の満足の視点ということもすごくさまざま工夫をされた中身でされているのかなという感じなのですが、そういうことで希望する人も多いのかなと思うのですが、かたや55ページの心身障害者福祉会館のところでは、特別支援学校卒業後の新規利用者を確保できていないと書かれているのですが、これは特別支援学校卒業の方が心身障害者福祉会館を選ばないということなのか、その理由というのは、やはりその中身のことで選ばれないような中身になっているということなのか、そこら辺のところも教えていただきたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

まず最初、ショートステイですが、上大崎特別養護老人ホームにつきましては、繰り返しになりますが、開設当初の数も含めているのでこういった数字になっていますけれども、今、ショートステイを申し込んだのだけれども、空きがなくて使えないといったようなことは、特に区のほうには寄せられてなく、逆にほかの施設の記述の中にも、緊急ショートをうまく使って利用率の向上に努めたという記載も幾つか見受けられますので、そういった意味では活用をうまくしていると区のほうでは捉えております。

それから、上大崎特別養護老人ホームの看護職員ですが、看護師、介護士合わせてオープンからしばらくの間入れ替わりがあったというのはまさしく事実でございますが、今はかなり落ち着いていると、これも先ほど申し上げたとおりですが、今現在、9月1日スタート時点で看護職員は13名配置していると聞いております。

○松山障害者福祉課長

まず、西大井福祉園でございます。生活介護におきまして、125%を超える定員超過減算が3カ月

ということ、先ほど委員のご指摘どおりでございます。定員なのですが、生活介護の定員が25名、平成30年3月末で現員は33名となっております。

それから、その前のページの心身障害者福祉会館なのですが、対応方針のところでは書かせていただいたのですが、やはりアピール不足であろうということで分析をしております。

やはり心身障害者福祉会館もさまざまに工夫しまして、例えば本当はかなり重度な方のサービスというのはもともと強いサービスがございまして、食事の面、あるいは知的な方についても例えばソフト食を用意したり、あるいは型にはめてハンバーグやステーキ状にしたり、要は見かけをおいしそうに、いかにも普通に食べられるように工夫したりということをしております。また、あとは屋上とかでも利用しまして野菜とかを栽培したりというようなこともやっておりますし、あと趣味活動のところでは書道、あるいは俳句みたいな形の創作活動もやっておりますので、ここには全部ちょっと書ききれないのですが、もう少し会館の中でおそらく生活訓練、機能訓練、生活介護、地域活動支援センター、それから生活支援センターという非常に多機能なところですので、生活介護や訓練部分でももう少しPRすることが必要であろうと考えております。

来年度、品川総合福祉センターとしてもホームページをリニューアルするという方向で努めているということをお聞きしております。

○鈴木（ひ）副委員長

多分中身については、障害者の方々がロコミで通っていてどうだということから行く部分があると思いますので、ぜひこれは本当に障害者の方が行きたくなるような中身への充実にもぜひ支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それからあと、61ページのフリーユニティーのゆうゆうのところなのですが、これは八潮と、それから戸越と、両方委託をしていると思うのですが、これはゆうゆうが来年総合支援施設ができた場合はこちらはそっくりそのまま、そうするとここはもう空くという形になっていくのでしょうか。

そしてまたこれだけではなく、もっと拡大されることにもなると思うのです。日中一時とか、また拡大されるということになると思うのですが、そこら辺のところでは、これは今までの部分のモニタリングなのですが、ちょっと違って申し訳ないのですが、来年移行が半年間延びることによる人員の確保だったりとか、そういうところは区としては保証されていくのかということもちょっと教えていただきたいと思ひます。

それともう一つ、最後に西大井つばさの家なのですが、委託料が、これは先ほどもありましたように西大井福祉園と一体になっているのですが、それぞれの指定管理ということでこのようになっていますので、単独で幾らかというのがわかったら教えていただけたらと思ひます。

○松山障害者福祉課長

6カ月延長による影響ということでございますが、当然ながらこちらの今いらっしゃる場所で運営をしていただくということになります。何かしらそれに対する影響ですとかは、今後やはり運営法と十分に協議をして詰めていきたいと思ひしております。

もう一つ、西大井のほうですが、ちょっと申し訳ありません。手元には一体の資料になっております。それをわかりやすくできるかどうかについては、今後検討してまいります。

○鈴木（ひ）副委員長

多分西大井つばさの家というのは、世話人と、それから多分職員の方が両方とも見るような、多分西大井つばさの家も見て西大井福祉園も見てみたい共通するところがあるので、難しいという部分もある

るのかなと思うのですけれども、でもそれぞれの委託ということなので、今後ぜひ別々に出していただけたらということで要望をしておきます。

あと、先ほどのフリーユニティーのことなのですけれども、それはこの事業をそのまま総合支援施設に入るということではなくて、総合支援施設に入るときはもっと人員とか何かも増やして、それをもう既に7月からということで確保していると、それもまた半年延びるとなると、その確保がどうなるのかというあたりもあるのではないかと思いますので、そこら辺のところは事業者のことで延びるわけではないので、事業者の方の状況も十分保証していただきながら、10月からはスムーズに体制がとれるような形での配慮をぜひよろしくお願いしたいと思います。

○若林委員

23ページの八潮南特別養護老人ホームの改善が必要な事項に、「収支状況の改善」とあるのですけれども、利用率を見ると、いわゆるホームのほうで94.8%ということで、それほど低いとは思えないのです。先ほど、これはもともと学校を再利用、活用して、人員配置を厚めにしないとイケない。そういう物理的な制約があって、その上でさらに収支状況の改善というのは、どのようにしたら、どういうことをやったら改善するのかという何か手立てがあるのですか。

○寺嶋高齢者福祉課長

八潮南特別養護老人ホームにつきましては、ここに書いてあるとおり、収支状況がここ数年よくないというのは、報告は上がっているところでございます。それで要因としましては、先ほどと重複しますが、やはり学校の改築型ということで、なかなか人員体制が普通の人員体制では足りないということで、区のほうからも一定程度委託として乗せているというものです。

それからあと、しつらえ自体は個室的にはなっているのですけれども、いわゆるユニット形式には組んでいないので、通常、ああいう例えば上大崎特別養護老人ホームとか平塚橋特別養護老人ホームのようにユニット型になっていると、報酬単価が全然高いのです。それで採算が取れるようになっているのですけれども、ここについてはまだそういった概念がちょうど世の中に出始めたころの改築であって、実際にはいわゆる多床室と同じような介護報酬しか入ってきていないということもありまして、それについてどういう手立てが打てるかということについては、法人だけではなかなか考えは進まないで、今年度、区のほうで八潮南特別養護老人ホームについては収支改善も含めて、今後の長期目線で改善計画ということで、今コンサルを入れて、どういったことが将来的にこの施設で収支改善が可能であるかと言うところも、今まさに検討している最中でございます。今年度の当初予算もつけていただいたものでございます。それで、その結果を踏まえて、将来的にどういう方策が一番いいのかということを出していきたいと考えているところでございます。

○若林委員

本来またそこをいろいろ議論する場かもしれないけれども、また予算決算特別委員会があるということで、今検討中ということで、またいずれ来年度とかその様子も見ながら。

あと、31ページの小山地域密着型多機能ホームの一番下の改善が必要とされたということで「利用者中心のケアが徹底できている」と。これは非常にすばらしい評価ですね。ただ、その「近隣以外の区内・都内等での発信の機会を作ることができていない」という、これはどういう意味でしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長

小山地域密着型多機能ホームについては、例えば利用率のところではショートステイが比較的lowめにはなっているのですけれども、通いとかそういった訪問のところ力の入れ方が特徴的なことをやって、認

知症に対する対応も非常に効果が出ているという特徴のある地域密着ホームなのですけれども、そういった取り組みを区内だけではなくて、これはもともと区外の法人でございますので、もっと広く自分たちの取り組みを発表するような働きかけをして、広めていきたいということも踏まえての記述だと言っております。

○若林委員

それはこの施設の評価とか何とかとちょっと違う問題、区の公のサービスの向上ということから見ると、わざわざモニタリングの記述に入れるようなことなのでしょうか。これは議論があるところで、議論が大いにあるいいことなのですから、これを改善することによって、ほかの区内のいわゆる多機能ホームとか、今認知症デイとか認知症対応の施設に、この施設で行っていることの成果を共有したり、また波及をしていくということは、それは評価としてすごく公の施設としていいと思うのですけれども、それを区外とか都外に、それは事業者としての企業理念としてはわかるような気もしますけれども、どうなのですか。

○寺嶋高齢者福祉課長

1つはご指摘の部分、ごもっともなところもちろんあるのですけれども、その1つ上に「離職率の低下には対策はできたが」という記述があるように、やはりどこの法人も職員の離職の防止だとか確保等に力を入れているといったところで、ひとつこの施設ではこういった取り組みをしているということを発信することによって、いわゆる職員のモチベーションを高めるといったところについてやっていきたいという考えも踏まえての記載ということで、それはこのモニタリングにふさわしいかどうかというご議論はあろうかと思っておりますけれども、ひとつ離職防止も含めた取り組みとして、自分たちはこれだけのことをやっているのだということを広く発信していきたいという表れの記載になっているものでございます。

○若林委員

そういう意味では公の施設として、しっかり管理委託料をいただきながら施設の充実等を図るという意味で理解をいたしました。

あと、何年かこの厚生委員会に所属させていただいて、特別養護老人ホーム等の施設でモニタリングの記述の中で、いわゆる介護度の改善についての記述があったと記憶をしておりますけれども、そこら辺、今回はいわゆる介護度が改善できましたとか、そういう評価は一切ないのでございますけれども、これはさっきもあつたけれども、困難な方や重度化の方を受け入れるようにしているという記述が逆に多く目立っているのですけれども、品川区の介護施設の受け入れ方針として何か変わったことがあるのかなとちょっと、うがっているかもしれません。

○寺嶋高齢者福祉課長

直接その介護度の改善について記載がないことの理由について、ちょっと法人から今回のヒアリングで聞いたわけではないので、所管課長としての考えになってしまうのですけれども、介護度改善の事業というのは平成25年からやっております、要介護度が改善される案件について、1段階上がると2万円とかという形でやっている事業があります。そちらで全特別養護老人ホーム対象に、ほかの施設もありますけれども、この事業は定着してきているということで、その部分の改善については、おそらくその事業の中で区のほうにしっかり報告をして共有ができていくという認識のもとに、あえてここには記載していないのではないかと考えております。

○石田（秀）委員長

それでは、私からちょっといいですか。1つ聞きたいことがあるのですけれども、いろいろここに人材確保だ、育成だ、スキルアップだと結構いろいろなところでいろいろな人材については書かれているのだけれども、全体的に捉えて、これは指定管理だから施設が結構多いからあれだけれども、指定管理ではない福栄会なりいろいろ、ここに出てきていないところもあるけれども、人材不足はしていると考えられているのか。皆様が不足していると思っていらっしゃるのか。それを各事業者が努力をされて、確保して、今を維持しているのか。それは専門学校があるから、それはその部分は部分として、ヘルパーを含めていろいろな形で各事業者が努力をしているのか。だけど全体的に捉えれば、やはり不足はしていると思われているのか。そこら辺はどのようなイメージをお持ちなのかというのをまず聞きたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

数字的な意味で、その不足の捉え方ですけれども、例えば基準に到達していないのを不足と捉えるのであれば、それはないとは思っておりますが、やはり入れ替わりが激しいであるとか、あとなかなか人を集めてもすぐには来ないとか、それから派遣を頼らざるを得ないというような記述もあったりするわけで、そういったことを総合的に見ますと、やはりそういう意味では不足、確保が困難、難しくなっているという認識はもちろん区のほうにもありますし、法人も当然思っていると思います。法人ごとに離職防止対策をとってもらえるような支援を区のほうからも継続してやっているというところがあります。

ただ、離職率につきましては、平成28年度、平成29年度の欄で見ますと、かなり改善はされていると。例えば数値的に言うと、昨年度の報告では区内5法人の平均離職率は14%台というご説明申し上げましたけれども、平成29年度は10%を切っているような数字も出ていますので、そういう意味で改善には向かっていますけれども、これがずっと続くものかどうかということも含めると、まだまだ人材確保は大変難しいとは区のほうでも認識はしております。

○石田（秀）委員長

それで、これはどういう視点で見るのかというのはあると思うのですが、外国人採用をどう捉えるのかということ行政側はどうお考えなのかと思っています。いろいろな事業者の方に聞くと、先日アメリカの方とお話をする機会があって、その方のご主人ももう高齢で、その方はハワイだけれども介護にかかっていると。たけどやはり多民族なので、外国人の方がアメリカでは相当介護の人が入っていて、言葉はわからなくても、サービスの内容で別にそれは全然受け入れる体制ができています。

それを日本の事業者の方にこの前話したら、それは民間の方だったのだけれども、非常に微妙ですと。現実問題でどうしてですかという話をしたら、微妙なお答えだったのだけれども、外国人の方を採用して、言葉もそれははっきりできなくてはならないけれども、なかなかという場合もあったりして、そこで採用したりすると、まずご本人もそうだし、ご家族からクレームが来る場合がある。なぜ外国人の方というようなことがあると、なかなか今日本はそういう多民族ではないので、そういうところがあるので、非常に微妙なところがあるというお話をされていた事業者の方がいて、なるほどと思ったけれども、ただ、今こういう形になってくると、ここの部分の外国人採用を強く言っていくとなると、特にいろいろ指定管理をしている中で、区のこれまでの社会福祉法人というところで、まずそういうのは、それが特別養護老人ホームなのかどうなのかということも含めて、そういう形を進めていけるのはそこしかないと思うのです。

そうすると、そういうところの指定管理の中の評価という動きは、行政側から言うなり、そういうところ、例えば社会福祉法人だけ、これまでの品川の社会福祉法人ではなくて、違うところが提案をし

てきてやるというのは非常に難しいと思っているところもあるので、そう考えると、今区の例えば品川総合福祉センターなり福栄会なりといったところがやはりやっていく。それこそが区の外国人採用に向けてのきっかけづくりしかないような気がしてならないのだけれども、そういうイメージというのはお持ちなのか。こういう指定管理をしていくからには、そういういろいろ事業者でやってもらう。それはもう事業者としてはいろいろリスクもありながら、そういうことを取り組んでもらう。けれども、そういうところを評価していくというのがないと、そういうところが進まないような気がしてならないので、そういうことに対しての思いというのがおありなのかなというところを聞きたい。

○寺嶋高齢者福祉課長

外国人の雇用の関係につきましては、まさに今情報収集している最中でありまして、入ってくる情報だけを消極的に待っているというだけではなくて、かなり積極的に情報をとりに行っているとは思っております。

例えば区内の5法人のうちの一つの法人が、具体的に外国の労働者を雇用した場合の現実的な対応、例えば住居はどうするのだとか、手当はどのぐらいにするのだとか、何年雇用できるのかといったところをかなり突っ込んで専門家を読んで勉強会をやったという事例もございます。私も声をかけていただいてその勉強会に参加させていただいたこともございますので、かなり本格的に考えている法人も5法人の中で既に始めているといった状況がまずございます。

それから、今後いわゆる外国人のコミュニティがあるようなところに声をかけて見学をしてもらったりした施設があるというお話もまず聞いております。それから、私も区外ではありますけれども、非常勤でたしかベトナムの方だったと思いますけれども、雇用している区外の特別養護老人ホームのほうを見学に2カ所ほど行かせていただいて、そのときは全て受け入れたわけではないのですけれども、比較的好印象だったという認識は持っており、もちろん悪い面が目に入らなかったということもあるかもしれないですけれども、そういった成功事例、先進事例というのも実際見てきております。

それから、介護学校については、外国籍の方、大体年間1人ぐらいの割合でいらっしゃるというふうに聞いております。それから、実は実際に見に行くともっとたくさんいらっしゃるように見えるのですけれども、ご両親のどちらかが日本人で、お名前とかについては外国人のように見えるけれども、実際には日本国籍だという方も含めるともう少しいるのですけれども、先ほど委員長がおっしゃったクレームということにつきましては、必ずしも外国人を雇用したことのクレームだけではなくて、そういった実際には日本国籍の方であっても、家族の方からクレームがあったというお話も聞いていないわけではないですけれども、その辺はそういった部分もある反面、愛嬌があって真面目でいいとかいうことで喜ばれているといった事例も聞いております。今持ち得る情報は今の全てですけれども、そういった形でかなり情報には敏感になっている、これからもそういう姿勢でいきたいと考えてございます。

○石田（秀）委員長

お願いだけ。私も勉強しますけれども、今、引き継ぎなどの日本語が書けない場合に、報告書が一番大変だろうと。けれども今、それをすぐある会社に出せば、それを翻訳して日本語にして戻ってくるみたいな機関もできつつあるみたいなので、そういうことも含めてぜひ研究していただきたいと思います。

もう一点聞きたかったのは、先ほど副委員長がちょっと言ったのだけれども、高齢者のショートだけいいです。認知症とかそういうのでなくて、高齢者のショートだけで、全体の需要の数がありますよね。さっきそういう質問もあったけれども、ショートを頼むと、こちらは今ショートはこれだけ受け入れがありますよというときに、ここのバランスというのは、やはり希望者のほうがまだ圧倒的に多いと理解

されているのか、もう大分そういう意味では網羅できていると思われているのか、その感覚だけ教えてほしいと思うのです。

○寺嶋高齢者福祉課長

人数的なことと言えば、一定程度網羅されているとは捉えております。ただ、一部で長期間使いたいとか、そういった個別のニーズに対しては、やはり制度上の問題もあるのですけれども、あとやはりご本人の状況も踏まえて満足していない方がいらっしゃるというお話も聞いていないわけではないのですけれども、その相対的な数目的なことだけで申し上げると、極端に不足しているとか足りていないというふうには捉えてはおりません。

○石田（秀）委員長

私も最近そうじゃないのかなと思っているのです。だから、ここに出てきている小規模のところのショートの利用率が低いのかなと。これは包括でしょう。自費でやっていいですよ。けどここには出てきていない小規模のところもあるとなると、そこで、では自費でショートをとっているかという、まずとっていないと思っているのです。本当はそのショートを活用したほうが、小規模の運営というのは現実結構大変ではないですか。それは区ももちろん助成している部分があるけれども、そういうところのもっと有効活用があれば、私はその助成金を含めた全体のショートのお考え方が変わってくるような気がしてならなくて、だからこれ、小規模があるところはみんな一律利用率が低いのでしょうか。これはもう多分今の話なのかなと。

なおかつ、そこで自費でという感じ、包括は小規模には出ているわけだから、それを越えてというところが自費の部分で、じゃあ、どうぞやってもいいですよ。そうすると、じゃあ、5人入ったとして、今までこれぐらいの利用率は多分夜間1人なのですよ。それで5人入ったときに、どうしたって2人で見ようという、これぐらいの利用率だとその人員の手配は多分少ないと思うのです。そこら辺が自費があれば2人となったら、これが上がってくるのであれば、このショートのお考え方というのか、大体キャパができていのだとするのであれば、そこはある程度小規模も含めたところを一回見たほうが、特にこういう利用率であるならばと思うのだけれども、そこら辺の感覚はどうかなという。

○寺嶋高齢者福祉課長

昨年のモニタリングで、比較的それに近いようなご指摘を委員長からもいただいたのを記憶しております。その後担当ともいろいろなことを考えてみたところではありますけれども、相対的な話になりますが、法人とのやり取りの中で大きく4つございまして、まずは法人の判断で自由にやっていいですよという部分。それから、一方を区のほうに一報いただいて、区のほうがいいですよと云えること。それから区が一定程度支援をすればできること。それから制度上できないこと。その特に真ん中の2つ、区のほうに一報を入れていただければできることについては積極的に言っていきたいですし、それから、何か区が金銭的な部分も含めて支援すれば可能だという部分については、それも意見として丸かバツかは別として、積極的に意見が欲しいということは、いろいろな事業者の連絡会等々でもお話をするようにして、特にショートに特化したわけではないのですけれども、今のご指摘も踏まえて、ショートについて何かいい活用方法があるかどうか、引き続き法人と調整していきたいと思っております。

○石田（秀）委員長

では、以上で本件を終了いたします。

(2) 障害者包括支援相談体制の構築検討委託事業者の選定について

○石田（秀）委員長

次に、(2)障害者包括支援相談体制の構築検討委託事業者の選定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○松山障害者福祉課長

それでは、私から、障害者包括支援相談体制の構築検討委託事業者の選定についてご報告いたします。

まず、趣旨についてですが、地域共生社会の実現のため、障害者の身近な地域での相談支援体制を早期に構築することを目指すものでございます。区の現状に合わせた運営体制を検討するため、現状の分析、課題整理等の業務につきまして、簡易型プロポーザル方式（公募型）により、専門的知見を有する事業者へ委託することといたしました。公募につきまして2事業者が参加し、うち1事業者が残念ながら人材の用意ができないということの理由で辞退されました。選定の結果、下記の委託事業者を選定いたしました。

委託事業者が実施する内容についてでございますけれども、こちらの体制構築に向けた現状を踏まえた課題を整理し、運営体制の検討を支援してもらいます。

具体的には（１）から（４）ということで、まず課題整理、分析・評価のためということで、区内の在宅介護支援センター、それから区内の拠点相談支援センターに対してのヒアリング、また民間の現在指定をとっております事業者へもヒアリングいたします。加えて障害者団体に対するヒアリングも行わせていただきます。こちらのほうは障害者福祉計画策定に当たりまして、ヒアリングさせていただきました障害者団体に対しましてご意見を頂戴いたしたいと思っております。それから、ヒアリングの結果、相談支援専門員の配置や研修、スケジュール等を含む相談支援体制整備に向けた支援を行っていただきます。また、品川区や民間事業者を含めた相談支援事業者、在宅介護支援センター運営事業者との情報共有支援、その他体制構築検討に必要な調査・分析・支援等も行っていただく予定でございます。

受託事業者につきましては、株式会社ナレッジ・マネジメント・ケア研究所でございます。

裏面をご覧ください。選定理由についてでございます。株式会社ナレッジ・マネジメント・ケア研究所は、介護・福祉・医療に関する経営支援・人材育成等のコンサルティングを実施しております。高齢福祉、障害福祉両方の知識に加えまして、福祉現場での運営経験、地域包括支援センターの運営支援、地域福祉計画策定支援等、本業務にかかわる業務実績が豊富であり、総合的に評価し、受託事業者として選定いたしました。

選定方法についてでございますけれども、提案書類により提案内容、それから実績、財務経営状況等の審査を実施いたしました。また、選定会議を設置いたしまして、提案内容の審査、事業者ヒアリングを通じまして、事業者の適格性をはじめとする総合的な審議を行い、こちらの事業者を選定いたしました。

選定経過についてでございます。8月1日に公募要領を発表いたしまして、説明会を8月10日に行っております。提案の締切は8月31日までとさせていただきます。財務審査、それから9月11日の審査会の結果を踏まえ、9月12日に選定委員会を開催いたしました。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

この障害者包括支援相談体制の構築検討委託事業者を選定したということなのですが、この検討を進

めていくということ自体を障害者当事者の皆さんに説明はされてきたのでしょうか。ここでヒアリングというのを、この後、事業内容のところに出てくるのですけれども、この検討そのものを進めていくという説明はされたのか、伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

こちらの検討を進めていくことにつきましては、地域自立支援協議会、あるいは7団体の会長のほうにはもうお伝えさせていただき、相談についてはこれから皆様が相談しやすい体制をつくっていきますので、ぜひヒアリングにご協力くださいということで、ご承諾いただいております。

○石田（ち）委員

やはりこの7団体以外に、このヒアリングもそうなのですから、障害者団体に対するヒアリングもされるということで、そのヒアリングが障害福祉計画のヒアリングをした団体とということなのですから、もっと広くこの検討を進めること、そしてこのヒアリングをとることをやるべきではないかと私は思うのです。

団体に入っていない方のほうが多いのではないですか。障害者手帳を持ちの方の中で、団体に入っていない方はどのぐらいいるのでしょうか。それで、その入っていない人の声というのはどうやって聞くのか。もうこの団体だけでいいという思いなのか、もっと多くの障害者の声を聞くべきだと私は思うのですけれども、そこはどうなのかということ。

団体といっても、おそらく役員中心なのではないかと思うのですけれども、役員以外の人の声というのも、団体全体の声というのはどのように聞いていくのか、そしてその検討を進めていくに当たっても、もう少し広く進めていきますというのをお知らせする方法は考えていないのでしょうか。

○松山障害者福祉課長

これから検討を進めるということなので、もちろんさまざまなお声は頂戴したいと思っております。ただ、本当に団体で役員の方々につきましては、会員の方々のお声を集約したものをお話いただくということと、あとそれから品川区の障害福祉計画を策定するに当たり、その中でも7団体以外の障害者団体も含めましてお声は頂戴しているところでございます。それで計画をつくったところですので、こちらのほうといたしましては、その7団体以外の障害者団体も含めまして10以上の団体についてお声を伺う予定でございます。また、拠点相談支援センターの相談員は、日ごろから団体以外の方のお声も承っておりますし、そのお声につきましては、それぞれの拠点相談支援センターのほうを通じていただく予定になっております。

○石田（ち）委員

私はより広く聞いていくべきだと、今の課長の話なのですからけれども、それをやはり実行していったほしいと思うのですけれども、先ほど7団体以外10以上の団体とおっしゃったのは、7団体以外にプラス10以上の団体に計画策定のときは話を聞いた、そこにも今回聞いていくということなのではないでしょうか。

それと、障害者手帳を持っていて団体に入っていない方の割合というのは、わかれば教えていただきたいのですけれども。

○松山障害者福祉課長

障害者福祉計画策定に当たりまして、お声を聞いているのは7団体を含めまして10団体ということになっております。

それから、団体に入っていない方のほうが実際は多いということでございます。ただ、今後これから検討するというようなことなので、当然民間の事業者にもご意見は伺いますし、あるいは在宅介護支援センター

のケアマネジャー、高齢障害者の方、あるいは高次脳機能障害の方を実際に支援しているケアマネジャーのほうにも意見を伺い、また拠点支援センターのほうにも実際にご意見を頂戴し、そしてそれを地域自立支援協議会の相談支援部会の中でもそのご意見を踏まえて検討させていただきまして、地域自立支援協議会の全体会にお諮りし、検討していくという予定でございます。

○石田（ち）委員

これから検討を進めるというところなのですから、やはり全国初と銘打ってこういうことを進めていくというふうにプレスにも発表をされたので、そういったところでは障害者の皆様はどうなっていくのだろうというのは、すごく思いがあると思うのです。ですので、やはりちょっと細かくこうした検討を進めていくこと、それとヒアリングという形をとるべきではないかと私は思うのです。

それで、7団体含めて10団体とおっしゃったのですけれども、私も考えてみただけでも、思いつく団体で5団体、6団体ぐらいあるのです。なので、そういったところにもぜひ声を聞くべきではないかと思っておりますので、そこはぜひ検討していただきたいと思っております。

それで、これがもう補正予算で通ったわけですから、動き出すのはいつからになるのか。それとこの公募要領のところに、進捗状況を定期的に報告する、2カ月に1回ということだったり、あと業務内容に係る報告書、あと成果報告書を求めているのですけれども、これらはいつ報告されるのか、スケジュールなどが決まっていれば教えていただきたいのです。

○松山障害者福祉課長

今のところまだ打ち合わせを本当に1回、2回済ませたところですので、これからということになりますけれども、11月から動き出していきたいということで区のほうの要望は伝えております。11月の前半で在宅介護支援センター等へヒアリングをさせていただき、11月の後半から拠点相談支援センター、そして当事者の方々、あと団体の方々へヒアリングをさせていただくことになっております。そのヒアリングを踏まえて集約していただいて、整理・分析していただくということになっております。その中間であれば、地域自立支援協議会に報告をさせていただくことになっており、また、成果報告書については、3月末を予定しております。

○石田（ち）委員

わかりました。この進捗状況定期報告書、進捗なのでまさにそうなのですけれども、こういった報告は、今ある先ほど言った進捗状況とか業務内容、成果報告書は、地域自立支援協議会に全部報告はされていくのですか。厚生委員会にも報告等はあるのか、聞かせてください。

○松山障害者福祉課長

もちろん厚生委員会へのご報告は中間報告ということでさせていただきたいと思っております。また、地域自立支援協議会の皆様方にもご報告し、お諮りし、そこでご意見をいただければと思っております。

○石田（ち）委員

今、地域自立支援協議会のほうにもということで、先ほどの部会のほうにも意見を聞いてということだったのですが、この間の一般質問のときに、鈴木ひろ子議員がこの障害者包括支援相談体制のことに質問したときに、答弁で、地域自立支援協議会相談支援部会の委員へのヒアリングもしていくとあったのですけれども、今そこで話も聞いていくという説明があったのですけれども、この部会にいらっしゃる方々は何人で、どのような方がいらっしゃるのか、ちょっと伺えたらば。

○松山障害者福祉課長

相談支援部会ですので、拠点相談支援センターにいらっしゃる相談員の方々、それから現在指定をとつ

ております民間の事業者の方々となっております。

○石田（ち）委員

わかりました。地域自立支援協議会で報告もされるということなのですが、そういう中で検討もしていくということだったのですが、地域自立支援協議会の中でも、あくまでも地域自立支援協議会が主体だというふうに、会長さんたちもこうしたことを進めていくに当たっては主体はこちらだということをおっしゃっていたのですけれども、こうした検討を進めた上で、では、この事業を進めていくという決定をするのは地域自立支援協議会ということでもいいのでしょうか。

○松山障害者福祉課長

地域自立支援協議会につきましては、やはり地域でいかに障害者の方が住みやすい地域をつくっていくかというようなことを協議する場がございますので、地域自立支援協議会が決定権を持つというよりは協議をする場でありますので、最終的にはそちらにお諮りをしてご意見をいただきながら一緒に考えて、区が決定していきたいと思っております。

○石田（ち）委員

では、その意見を聞きながらという中に、地域自立支援協議会の中でこの間もお話の中では承服しかねるという厳しい声もあったのですけれども、これは、では地域自立支援協議会との話し合いの中で、お互いによしとなった段階で進めていくということで、地域自立支援協議会が難色を示しているもとで進んでいくというものではないということですか。

○松山障害者福祉課長

地域自立支援協議会の委員は区の関係者や、あと拠点相談支援センターの相談員も入っております。また地域の公募の区民の方も入っております。あるいは法人の方も入っていらっしゃいまして、さまざまな立場からご意見を頂戴するというので、広く意見をいただける場だと認識しております。ただし、こちらの障害者の相談というのは、やはり実際問題当事者の方、あるいはご家族の方の声の中にも、相談する相談員の業務量が多くて忙しすぎて、相談しにくいというお声も区に届いております。また、なかなかお電話しても反応が遅いというようなお声も出ておりますので、相談支援体制につきましては、区としてはやはり地域で相談しやすい体制をつくるということは非常に重要と考えておりますので、結論としては、地域自立支援協議会で当事者のお声を聞きながらではありますが、どのような具体的な体制にしたら一番いいのかというところはじっくり一緒に検討していければと思っております。ただ、ゴールとしましては、地域で相談しやすい体制というのが、区もご利用者の方もご家族も望むところではありますので、具体的にはどうするかというところの体制は、皆様のお知恵を拝借しながら進めていきたいと思っております。

○石田（ち）委員

さまざまな立場から地域自立支援協議会の皆様が集まられて、協議をされているということですが、やはりその専門性を持って集まられているし、その地域自立支援協議会の中でも、検討を進めていくに当たってこうした専門的な知識を持った事業者をお願いをするということに対しても、専門性は私たち以外にどこを専門家と言っているのかという怒りにも似た声が出されていたので、やはりそういった方が集まって、品川の障害者への相談支援なりサービスなりを中核となって進めていく、協議していくところだと私は思っているので、意見を聞くのは当然なのですが、やはりそこ主体で進めていくという意見は、私はそのとおりだと思ったので、どうやって進むのかというのは、私もちょっと心配しているところはあるのでお聞きしました。

それで、裏面の選定理由のところの株式会社ナレッジ・マネジメント・ケア研究所で決まっていたということなのですが、この公募要領のところにも、応募資格のところの1番に品川区の福祉現場の状況に精通していることとあるのですが、この株式会社ナレッジ・マネジメント・ケア研究所は、この間品川区に何か精通している部分があったのでしょうか。そこを教えてください。

○松山障害者福祉課長

こちらの会社なのですが、もともと地域福祉計画や介護福祉計画、あるいは障害者の福祉計画というのはかなり前から有益な情報提供と、やはり必要な支援ということで、業務面からアドバイスをいただいている場面もございますし、あるいは現場のほうですね。一番大きかったのは、やはり現場の地域包括支援センターの状況も、実績としてきちんと品川区の課題というものも、こちらのご提案をいただく中で、さまざまな背景や取組方針といったことで、在宅介護支援センターに対する新たな取り組みの可能性ですとか、具体的に例えば2号被保険者に対しまして、相談における初動期からどうやってかかわっていくか等々、例えば脳血管疾患の方、あるいは神経難病の方がご病気になられてからかかわるよりは、地域でそういうことをキャッチできないかとか、そういったかなり品川区の実情、課題を踏まえた提案というのが出てきております。また人材配置につきましても、やはり在宅支援センターの特性を考えると、やはり障害福祉の知識を持つ専門職の配置が望ましいというようなご提案もいただいておりますので、きちんと品川区のことを踏まえている会社だと認識はしています。

○石田（ち）委員

そうすると、ではアドバイス等は受けていたけれども、直接計画を立てたり、そういうことはこの間はしてこなかった事業者であるということですか。

○松山障害者福祉課長

ほかの地方自治体の地域福祉計画ですとか、障害者福祉計画ですとか、介護福祉計画のほうには策定支援をしている実績等はございますが、品川区の場合につきましては、計画のところの策定には携わってはおりません。

○鈴木（ひ）副委員長

障害者団体の10団体ということだったので、具体的に7団体以外の3団体というのがどこなのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○松山障害者福祉課長

失語症友の会、それから高次脳機能障害者と家族の会、それからポラリス品川といいまして、ダウン症児の親の会。それから障害者福祉を考える会。この4団体で、あと、それから7団体のうち1団体はちょっとご都合が悪かったので除いておりますが、広く全般的にさまざまな区が把握している障害者団体のほうにはご意見は頂戴したいと思っております。

○鈴木（ひ）副委員長

そうですね。団体としては中途難聴者の会とか、あと、年輪の会とか、ホームページでも品川区のところでも出されているので、ちょっと思いついたところではそのようなところがあるのですが、そういうところもぜひ声をかけていただいて、聞いていただけたらと思います。

それから、ヒアリングはこれから始めるというところなのですが、2つ目の相談支援専門員の配置・研修・スケジュール・事業費等を含む相談支援体制整備に向けた支援ということなのですが、先ほど相談支援専門員のきちんとした障害者の知識を持った人の配置が必要だろうという提案があったということだったので、区としては、来年3カ所設置を目指したいという前回のお話

だったと思うのですけれども、そういうことからすると、この相談支援専門員というのも、もうこの事業者が研修をして、来年に向けて配置をできるような形に持っていくところまでやるということなのか。それでその場合、区の考える体制というのは、その相談支援専門員というのは、在宅介護支援センターに何名配置するのか。

また在宅介護支援センターで、今、高齢者のケアプランをつくっている人も、この障害者の専門員の研修を受けて一緒に組むというプラスの部分と、在宅介護支援センターの人も一緒に組んでいくという形になるのか、それとも在宅介護支援センターは在宅介護支援センターで今までどおりやって、今回新たに配置される人が障害者のケアプランを組みますよ、ただ在宅介護支援センターの場所で一緒にやるみたいな形になるというイメージなのか、ちょっとそこら辺のところもお聞かせください。

○松山障害者福祉課長

次年度につきましては、例えば民間の相談支援事業所の誘致も含めまして考えてはいきたいと思っています。在宅介護支援センターの相談員の配置というのも、モデルとしてできないだろうか、その可能性があるのかも含めての検討ということをしていきたいと思っております。相談支援員を増やすこと、それから拠点相談支援センターの力とかスキルもアップさせること、あるいは最終的には地域で相談しやすい体制をつくるのがゴールということになっていますので、全て来年度にできるわけではございませんので、できるところから一体何ができるのかということ、皆様の知恵を拝借しながら考えていくということでございます。

それから、相談支援専門員の何名というのも、まだスペースの課題であったり、一体何名が適切なのか、あるいは何件ケースを持つのが適切なのかということも、これから検討ということになってくるかと思えます。あとは、次年度研修もございませし、東京都の研修も受けなければなりませんので、その研修を受けて、研修期間があつて、それからのスタートということになりますので、まだまだどういう体制がいいのかということも含めまして、皆様のご意見を伺いながら検討していくということです。

○鈴木（ひ）副委員長

ぜひ本当に課題等いろいろと分析もしながら、どういうあり方が一番いいのかというのは、本当に重々いろいろ検討していただいてやっていただきたいと思うのですけれども、では、もう来年の4月から在宅介護支援センターに3カ所つけて始まるという、それありきではないというところの確認だけ、ちょっとお願いしたいと思います。

○松山障害者福祉課長

次年度内についてなのですが、やはり東京都の研修が5月か6月ぐらいに実際ありますので、4月にその人材が確保できたとしても、その方が資格を既に持っている場合は別かもしれませんが、ただ初めての試みということで相談については丁寧に進めていきたいと思っておりますので、4月からすぐにそれが始まるということではございません。

○若林委員

実際、3月末一応策定を目指してということで、スケジュール的に教えてください。さっきの11月前半、11月後半の話があつて、いわゆる部会がその中であつて、12月以降、地域自立支援協議会がまず1回、2回、3回、4回、何回開かれるのか、何月ころどのぐらい開かれるのかというスケジュールと、やはり前回の地域自立支援協議会で、会長も含めて、いわゆるこの区の発表については決定者としての品川区、それから本来決定権を持っていいのかもしれないけれども持っていない地域自立支援協議会というこの立場がちょっと不明確だったのかなという、ちょっと最初のボタンのところがずれて

いたのかなという感想が僕はあったので、いずれにしてももう一回ちょっとそういう議論があったので、そうすると、そこからどのように3月末、またそれまでの何回かの地域自立支援協議会で有意義な議論、協議をしていただいて、最後は品川区が決定するというための環境整備というか、部会の方、さらに相談員の方のいろいろな思いをしっかりとくみ取りながら、このコンサルに今度選定される方の入り方、そこら辺を丁寧にやっていかれないと、また最初のボタンのところがいつまでたっても直らないということがあるかもしれませんので、そこら辺の区を考え方を教えてください。

○松山障害者福祉課長

そうですね、今後の進め方ということでございますが、先ほど伝えさせていただきましたけれども、11月中には事業者の方へのヒアリング、それからご利用者の方へのヒアリングを行いまして、12月に予定しております地域自立支援協議会の全体会、あるいは12月の厚生委員会の所管事務調査である程度そこまでわかっている段階についてご報告できるかと思っているのですけれども、それでそこまでどういったところまでまとめられるかなのですが、構築検討ということで、ある程度スピードを上げて検討していきたいと思っています。

2月あるいは3月ぐらいにもう一度全体会が開かれますので、最終的には地域自立支援協議会の全体会でお諮りして、その上で区が決定をしていきたいと考えております。その間におきましては当然ながらヒアリングがございますし、あとは相談支援部会もその都度開きますので、その間の検討ということも細かく丁寧にしていきたいと思っています。

地域自立支援協議会と品川区の立場というのを、確かに委員ご指摘のとおり、ちょっと整理できていなかった面もございますので、第2回目の地域自立支援協議会におきましては、どのような役割をお互いにしていくのかということを丁寧に進めていきたいと考えております。

○石田（秀）委員長

ほかに、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、以上で本件を終了いたします。

(3) 品川区立心身障害者福祉会館の運営事業者の選定について

○石田（秀）委員長

次に、(3)品川区立心身障害者福祉会館の運営事業者の選定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松山障害者福祉課長

それでは、私から、品川区立心身障害者福祉会館の運営事業者の選定についてご報告いたします。

趣旨についてですが、同会館は昭和52年の開設以降、障害者の自立と社会参加のための援助、障害者団体やボランティア団体の活動および障害者に対する理解を深めるための拠点として運営してまいりました。このたび、心身障害者福祉会館の機能強化を図り、荏原地区の地域生活支援拠点として機能させるため、指定管理者候補として運営する事業者を公募型プロポーザル方式により選定いたしました。

公募には2事業者が参加いたしました。そのうち1事業者がぎりぎりの段階で、人材の確保ができないということをご頂戴いたしまして、残念ながら1事業者が辞退ということがございます。

施設の概要については記載のとおりでございます。

事業についてですけれども、現在の機能につきましては、障害者生活支援センターの相談機能、障害者自立訓練センターの自立訓練、生活介護。そして地域活動支援センターの障害者や障害者団体、ボランティア団体の活動の場、意思疎通支援事業、ボランティア育成の場等々、多機能なものを担っていただいておりますが、現在の機能にプラスしまして、新たな機能を加えました。

新たな機能と申しますのは、こちらの下の障害者自立訓練センターで機能強化を図り、受け入れ対象者を拡大するものでございます。具体的にはリハビリ機能の強化、こちらは地域のニーズも高いものでございます。それから、訪問による自立訓練の実施。今現在会館に通所することができない方のご自宅へ伺って、自立訓練ということを予定しています。また、たん吸引等の医療的ケアが必要な利用者の受け入れを行う予定でございます。

加えまして、荏原地区の地域生活支援拠点としての機能として、荏原地区における事業者のネットワークの構築を図ることでございます。

裏面をご覧ください。選定事業者についてでございます。社会福祉法人品川総合福祉センターでございます。

選定理由についてですが、審査基準に照らしまして、総合的に基準を満たしております。それから、現指定管理者として、障害者のボランティア団体の活動の場として地域と連携した実績がございます。区の障害福祉施策について理解し、区との協力体制が期待できるものでございます。また、法人といたしまして、中期経営計画を立て、サービス向上に向けて取り組んでいるということでございます。

米印のところでございます。別紙のとおり、条件を付した上での選定といたします。ということで別紙をご覧ください。品川区立心身障害者福祉会館管理運営事業にあたっての条件ということで、下記の条件を踏まえて運営を行うこと。3点大きく掲げてございます。

1点目、利用者の人権擁護、虐待防止のための具体的な取り組みを継続し、定期的に報告すること。

(1) としまして、障害者虐待防止に向けたチェックです。既に会館では毎月行っておりますが、それに加えて、その結果と質の向上に向けた検証について、毎月区に提出すること。

(2) 品川区立心身障害者福祉会館で障害者虐待防止研修を実施し、職員全員を受講させ、こちらも行っているものでございますが、その記録の原本および分析した結果を区に提出すること。

2点目でございます。適材適所となるよう、職員の配置を見直すこと。

3点目、それで荏原地区の地域生活支援拠点として、地区の事業者との連絡会を行い、ネットワーク化を図る。近隣地区のサービス事業者の情報を集約し、年に1回以上確認の上、最新情報を更新することでございます。

お戻りいただきまして、6の選定方法についてでございます。選定に際しまして選定会議を設置し、内容の審査、ヒアリングを通しまして実績、経営状況、事業計画等を総合的に審査し、事業者を選定いたしました。

ということで、公募期間については1カ月、6月1日から6月29日。7月4日に説明会を実施し、財務状況、提案書を提出した後、9月26日の審査会を踏まえまして、10月4日に選定会議を行っております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

この品川区立心身障害者福祉会館の運営事業者の選定についてということで、公募には2事業者が参

加して、うち1事業者が辞退したと。先ほどのところも1事業者が辞退したと。両方とも人材の用意が
できずということなのですからけれども、昨日の多世代交流施設も1事業者が辞退して、実質1事業者とい
うことで決まっているのですけれども、心身障害者福祉会館においては、やはり現状を変えたいと思っ
てプロポーザルをしたのではないかと私は思うのですけれども、それで新しい事業をやりたいと思って、
当事者家族からもやはり品川区にさまざまな社会福祉法人が入ってきてほしいという声もすごくありま
すし、近隣区を見るとやはりたくさんの方の社会福祉法人で数えきれないというぐらい入ってきている状況
の中で、この2事業者だけで、しかも1事業者が辞退してしまうというこの品川区の現状は何でなのか。

結局1事業者だけが残るから、そこを選ばざるを得ないみたいになってくる。私はやはり公募型プロ
ポーザルなので、それはより多く集まってくるに越したことはないのですけれども、それがなぜ来ない
のかなというのはすごく思うのです。それが昨日も含めて3連続なわけですよ。

〔それを言ってもしょうがない〕と呼ぶ者あり

○石田（ち）委員

なので、品川区の事業に魅力がないのかと思ってしまうのですけれども、なぜなのかというのを区と
しても考えたほうがいいのかというぐらい、これしか来ないという思いが私はしているのです
けれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○松山障害者福祉課長

まず趣旨のところでは、本当に新しい機能を、要は機能強化を図ると。それで荏原地区の地域生活拠
点として機能させるためというのが大きな公募の趣旨でございます。また、実はこの辞退された事業者
も、実際に説明会あるいはその後の現場の施設見学にも来まして、提案書ぎりぎりまでやり取りはござ
いました。提案書のぎりぎりのこの8月31日に、このようなお返事をいただいたところでございま
すので、本当にその事業者も人材確保にぎりぎりまで頑張ったけれども、確保できなかったというのが事
実のところでございます。

○石田（ち）委員

新たな事業を始めるというところで、新たな事業をそのままくっつけるということでこのまま進める
こともできたわけじゃないですか。けれども、それでもやはりプロポーザルをかけたというところでは、
私はさらに新たなことを提案するような事業者が来てほしいということなのかなと思ったのですけれど
も、そういうもとでも2事業者中1事業者がやはり辞退してしまったと、ぎりぎりまで残ったというこ
とですけれども、それでまた今までどおり同じ品川総合福祉センターということで、そうすると、今ま
でと同じ運営法人で、新たな機能ということで障害者自立訓練センターの機能強化と、受け入れ対象者
の拡大ということでリハビリ機能の強化と、訪問による自立訓練の実施、医療的ケアが必要な利用者の
受け入れということが新たな機能としてついていくわけですからけれども、体制はどのようにされるのか。

そしてまたやはり医療的ケアだったりリハビリだったりというところでは、専門職が必要だと思っ
たのですけれども、それはどのくらい配置をされるのか。今までの品川総合福祉センターでしっかりそれが
確保できることになったということで選定されたと思うのですけれども、そこはどのなるのか伺いた
いと思います。

○松山障害者福祉課長

委員ご指摘の医療的な部分につきましては、看護師、あるいは医師の配置というのをご提案をいた
だいております。医師につきましては、これまで月1回ということでしたけれども、週に1回というこ
とでご提案はいただいているところでございます。

○石田（ち）委員

そうすると、どのような人員体制でということまではまだ決まっていなくて、看護師と医師が週1回という提案をされているというところでわかりました。

それで、「別紙のとおり条件を付した上での選定とする」というのですね。今まで運営事業者の選定において、こういうことはあまりないことなのではないかと思ったのですけれども、やはりこれだけこうした別紙をつけて要件をちょっときつくしているというか、厳しくしているという感じがするのですけれども、それは何でなのかというのと、それと2番の「適材適所となるよう職員の配置体制を見直すこと」というのはどういうことなのか。要は今までの事業者だけでも、適材適所ではなかったという思いが区にはあったのか、そこら辺をちょっと伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

やはりサービス利用やサービスを提供するに当たっては、やはり人というのは非常に大事になってまいります。本当にご利用者との相性であったり、あるいは例えば会館で言えば重度な方から軽度な方までいらっしゃる。あるいは高次脳機能障害の方もいらっしゃる。あるいはボランティアに対しても、障害者団体への対応等、さまざまなありとあらゆる障害の方がいらっしゃいますので、その障害種別、あるいはその方に合わせたそれぞれの対応というのが必要になってきております。こちらの条件というのを課した理由というのは、本当に荏原地区の地域生活支援拠点としての機能拡大というのが大きなところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

この選定会議の選定委員のメンバーを教えてくださいたいのと、それから新たな機能ということで、リハビリ機能の強化と、医療的ケアが必要な利用者の受け入れということなのですからけれども、心身障害者福祉会館はそれほど広く余っているという感じがどうもしないのですけれども、スペース的にはあるのかというあたりと、その医療的ケアが必要な利用者の受け入れというのは、どの程度の医療的ケアの方を何人ぐらい受け入れるという、今までは医療的ケアの必要な人というのはいなかったわけですね。そういう新たな医療的ケアの方は、何人ぐらいを受け入れるのかということと、リハビリ機能の強化というのも、今までも理学療法の方ですとか、そういうリハビリが結構特徴的な施設でもあったと思うのですけれども、そのところをさらに強化するというのは、中身としてはどのような中身なのかということ。

専門職としても、リハビリのところもさらに増やすということになっていくという、医療的ケアを看護師ということなのですからけれども、リハビリ機能のところもさらに理学療法士だったりとか、どのような専門職をどれぐらい配置するのか。また看護師も何人ぐらいか、医療的ケアが必要な人の受け入れの人数とかもわかったら教えてくださいたいと思います。

○松山障害者福祉課長

選定会議のメンバーにつきましては、福祉部、それから保健関係の職員、それからあとは企画も入っております。審査会につきましては、学識経験者が入っております。やはり今回医療の部分、リハビリの部分にきちんと専門的知識のある方ということで、外部の方をきちんと入れております。

それから、新たな機能を追加するとあるがスペースはあるのかということでございますけれども、スペースは本当に限られておりますので、どちらかというところのスペースというよりは、外に出向いてという訪問医療でというリハビリ機能というのが、通えない方に対して自宅に訪問をしてリハビリをするということでございます。今までその機能は全くございません。

また、医療的ケアの部分につきましては、品川総合福祉センターの場合、介護の部分もやっておりますので、多分必要な体制としまして、研修参加の整備ということと、先ほど申しました嘱託医も月1回から月4回にということで、週に1回お医者さんを配置したいというのが出ております。

まだ何名ということで、まずは1名から2名ぐらい程度の受け入れということはどうなっておりますが、具体的には何名というところまではいっておりませんが、ただ、たん吸引の職員というのはもう既におりますので、その職員は配置できるということでございます。

また看護師においてももう既に2名配置しておりますので、重度の方に対しても既に支援ができていますので、もう前もって整備をいたしましたということでございます。

それから、リハビリ機能の強化ということで、確かに理学療法士等のことも、専門職というのも当然増やす予定でございます。

○鈴木（ひ）副委員長

そうしますと、これは来年4月から開始ということでいいのですよね。そうしたら、ではまた今度指定管理の決定のときに、もっと具体的なこれでいきますよみたいなのがはっきりするというので、そのときにぜひまた詳しくご報告いただけたらと思います。

それから、審査会も学識経験者が入って審査をしたということなのですけれども、学識経験者がどういふ方なのかということと、学識経験者以外のメンバーも、こういうのは多分公表されているものだと思いますのでちょっと教えてください。

それとあと、委託料なのですけれども、この新しい事業が増えることでどれぐらい増えるのかというのがおおよそわかったら。平成29年度の今回のモニタリングのところでは1億4,000万円という委託料が出ていると思うのですけれども、それが新しい事業が増えることでどれぐらい増えるのかという提案も多分出されているのではないかと思いますので、そこのところも教えていただきたいと思っております。

○松山障害者福祉課長

審査会の方につきましては、これは公表ということになりますので、昭和大学の医学部の教授でございます。以前からリハビリに見識の深い方でございますので、非常によく現場も知っているということです。

それから、委託料の金額については、今後来年度の予算の話になりますので、今、幾らぐらいということは、配置する人数や人件費部分にもかかわってくるものだと思いますので、今後予算に向けて精査をしていくということになるかと思っております。

○鈴木（ひ）副委員長

あと最後、「別紙のとおり条件を付した上での選定とする」ということで、今回管理運営事業に当たった条件ということで、人権擁護、虐待防止の具体的な取り組みを継続して定期的に報告することというのが入ったのですけれども、今までこういうふうな条件を付した上での選定というのはあまり記憶がない気がするのですけれども、あったものなのかどうなのかということについて1つ。

それからあと、昨日も品川総合福祉センターの虐待の陳情も出されて、審査もされたところなのですが、いろいろ区としても虐待の対応をずっとされてきて、そこの中で改善計画のところでは、虐待防止委員会の設置と、それは多分設置されていると思うのですけれども、その虐待防止委員会はどのようなメンバーで設置されているのかということと、そこの中には現場の虐待防止リーダーの配置も検討するようにとここには書かれているのですけれども、その辺のところもそうになっているかということと、

虐待防止のチェックリストでは毎月されているということですので、それはそういうことで、ここで改善計画の中に出されている通りされていると思うのですけれども、あと、国の手引きに準拠した職員研修の実施もしっかりされたのかということと、それから第三者による改善計画の定期的チェックの体制の整備というのがここにはあるのですけれども、そこら辺のところは第三者も入ってそのところがされているのかということの確認だけちょっとお願いしたいと思います。

○松山障害者福祉課長

別紙でこのような条件を付すというのは、確かにこのような形でやったことは、おそらく私の知る限りではないと思います。

それから、虐待防止委員会についてなのですが、こちらは全事業所で行っているところがあります。それで、虐待防止委員会のリーダーという責任者を必ず配置しています。

それから、国の手引きに準拠した研修ということでございますけれども、先ほどの説明資料の中の(4)の法人として中期経営計画を立てということで、中期経営計画を法人として平成30年から平成32年度計画ということで3年間の計画を策定しております。そのときに5年間の検証を行って3年間の計画を立てていくということですので、その中での重要課題として、1番目に過去の法人内の虐待事件を教訓に、利用者の人権への配慮ということ、それから障害特性の理解に基づいた支援と環境の提供、利用者ニーズを中心に据えた支援を進めると。職員には人権意識、倫理観を教育していくということを掲げております。その課題解決に向けて行っていくという旨を今この計画については公表して、取り組んでいるということでございます。

それから、第三者委員ですとか、あるいは研修ですとか、外部の研修も行ってございまして、またあと第三者委員会、昨日もご報告さし上げましたけれども、外部のサービス調整委員の方は6名いらっしゃいますので、その方々との意見交換というのもきちんとやってございます。

○鈴木(ひ)副委員長

本当にこれだけ区も入って、さまざま大変な状況をクリアしてきたというところでは、これを教訓にして、今回そうは言ってもこのように異例の別紙のとおり条件を付した上での選定ということで、1事業者しか来なかったということで、品川総合福祉センターが再び選定されるということになりましたので、ぜひ区もしっかりと支援に入っていていただいて、人権が守られるような中身を充実させていただきたいと思います。

○石田(秀)委員長

ほかに、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田(秀)委員長

それでは、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 その他

(1) 議会閉会中継続調査事項について

○石田(秀)委員長

最後に、予定表2のその他を議題に供します。

まず(1)の議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、この（案）のとおり、申し出をいたします。

(2) 委員長報告について

○石田（秀）委員長

次に(2)委員長報告についてでございます。

議案審査の結果報告につきましては、正副にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、正副でまとめさせていただきます。

(3)その他

○石田（秀）委員長

最後に、(3)その他でございます。その他で何かございますか。

○鷹箸保健予防課長

予防接種スケジュール管理アプリの運用開始についてでございます。

乳幼児に対する予防接種ワクチンの種類や回数が非常に増えてまいりまして、複雑化している予防接種スケジュールを自動で作成し、保護者へ通知するアプリ「しながわ予防接種ナビ」の運用をこのたびようやく始めさせていただきます。

どのような機能かということでございますが、お子さん一人一人の生年月日を登録していただきますと、そのお子さんの生年月日に合わせて予防接種スケジュールを自動で作成し、1つ目の予防接種が終わりますと、次の適正な接種日を保護者へ直接通知させていただくといった機能でございます。そのため、接種間隔の誤りなどを防止することが期待できます。

2番目といたしましては、接種日が近づきますと、メールで保護者にお知らせが届くことから、接種忘れを防止することもできます。

その他、このアプリ機能の中に区内で流行しているウイルスの情報などを一緒にお知らせすることができます。

実際の利用方法でございますが、スマートフォンでこのアプリをダウンロードしていただきまして、ご自身のお子さんの生年月日、愛称などを登録していただきますと、今お話ししたような機能が直接保護者の方のスマートフォンに届く。そうすると登録して利用できるということになってございます。また、スマートフォンを利用していない保護者の方につきましては、パソコンのサイト上で同様の機能を利用できるようになってございます。

この事業でございますが、11月1日、明後日から運用開始となります。

区民の皆様への周知でございますが、区のホームページに記載させていただくほか、広報しながわの11月1日号に記事を掲載させていただくと同時に、今後11月末になりますけれども、生後2カ月時に送付している予防接種の案内にこのお知らせを掲載させていただきます。また、区内予防接種協力医療機関にもこのお知らせを掲示させていただくという形で、このアプリを運用開始させていただきます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件につきまして、何かご確認等がございましたら、ご発言願います。

○こんの委員

いよいよ開始ということでありがたいと思います。

それで確認は、スケジュール管理なので、こういう機能はついてますかという確認をしたいのですが、あくまでもスケジュール管理、いわゆる生年月日を入れるといついつに接種しようというお知らせが来るということなので、接種後にその子がちゃんと接種しました、終わりましたという記録を残す機能はついてるのでしょうか。いわゆる母子手帳に必ず接種した後にはんこを押してもらったりしてこの子は接種しましたという記録を残す、そういう機能はこのアプリにはあるのでしょうか。

○鷹箸保健予防課長

生年月日を登録します。一番初めですと、今2カ月から予防接種が始まりますけれども、そのお知らせが来て、接種が終わると、終わりましたというのを今度保護者の方が入れていただくと、それも記録として残ります。するとその次の予防接種がまたお知らせとして来るのですが、それを一括最後のページで見られるような機能もありますので、それをプリントアウトすれば、同じように持っていくことができるという機能になっております。

○こんの委員

わかりました。ありがとうございます。

○石田（秀）委員長

ほかにいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、ないようですので、ほかにその他で何かございますか。

○鷹箸保健予防課長

風しん抗体検査の対象拡大についてでございます。

既にご案内のとおり、首都圏においてこの7月以降、30代から50代の男性を中心に風しん患者の届け出が大変増えております。この風しんという病気でございますが、病気自体はちょっと発疹が出て熱が出て、二、三日仕事を休んでいただくといったようなことで、特段予後に影響があるという病気ではございませんけれども、妊娠早期の妊婦がこの風しんに罹患いたしますと、目や耳、心臓に障害があるといった先天性風疹症候群のお子さんが生まれる可能性があるということで、何としてもこの妊娠早期の妊婦の感染を予防するということの必要性から、風しん抗体検査の対象を拡大させていただくものでございます。

現在、この風しん抗体検査は、区内の契約医療機関におきまして、抗体検査費用の全額を助成させていただいております。これまで対象の変更前は、19歳以上の区民で、風しんにかかったことがなく、風しんのワクチンを接種したことがない、または1回のみ接種した方の中で、まず1番目、妊娠を希望または予定している女性。またこの女性の同居者の方。そして3番目として、風しん抗体価が低いか不明の妊婦の同居者という形で対象を限らせていただいたところでございますが、この対象変更後は、まず1つ目の風しんにかかったことがない方。この風しんにかかったかかかったことがないかという記憶ではやはりあやふやではないかということもありまして、この風しんの罹患歴というところを省きまして、1つ目は風しんのワクチンを接種したことがない、または1回のみ接種した方。1番目と2番目の変更はございませんが、3番目の妊婦の同居者というところで、妊婦が以前は抗体価が低いか不明の妊

婦に限っていたところを、妊婦の抗体価は問わずに、同居者に限っては全て対象にするということで、対象を広げさせていただくものでございます。

これらの検査の結果、風しん抗体価が低いということがわかった場合には、その後、風しんワクチンまたはMRワクチン（麻しん風しん混合ワクチン）の接種費用につきましても全額助成を行うということで、対象を拡大いたします。

この対象拡大の変更の時期は11月1日、区民の皆様への周知は区のホームページに記事を掲載させていただくほか、保健予防課や各保健センター等、区内関係施設にポスターですとかチラシを配布させていただくということで進めております。

○石田（秀）委員長

今、説明をいただきました本件につきまして、ご確認等がございましたら、ご発言願います。

○若林委員

10月26日に、東京都知事のほうで全く同じ内容と私は認識しているのですが、発表が行われました。都の発表の内容と同じ内容のものなのかという確認です。ということは、都の助成、補助金で全部賄って、区の単費での支出はないのかという確認をさせていただきます。

○鷹簀保健予防課長

今、その対象変更前と対象変更後についてご報告させていただいたのは、あくまでも品川区の対象でございまして、東京都でこれまで対象としていたのは、先ほどご説明させていただいた中で、(1)妊娠を予定または希望する女性を東京都ではこれまで包括補助の対象としておりまして、同居者要件については特段ございませんでした。

東京都は、これまで区では既に対象としていた同居者も、今後11月1日以降、都でも包括補助の対象にするというふうに変更になってございます。ですから、区のほうが、初めから広がったということになります。

ただ、妊婦の抗体価が高い方は対象ではなかったもので、細かいことなのですが、妊娠したのではないかとと思って母子手帳をもらいに行きます。すると妊婦健診受診票がもらえます。それから今度予約をして、第1回の妊婦健診を受けるんですが、1回目の妊婦健診に風しん抗体価がわかる検査が入っているのですが、そこまでの間に1月とか1半月予約でかかるのです。それもあって、もう妊娠したとわかったら、旦那さんとか同居の人もすぐ検査してもらおうというあたりが変更点になります。

あと、都の包括補助でございしますが、包括補助は全額ではございまして、各自治体ごとの枠があるところと、今回の対象拡大に伴って、東京都は当初1自治体当たり960万円までだったところをプラス四百何万円かで、要は全額は補助にはなりません、対象分の拡大については、包括補助が増えるという形で、都から入ってくる分がございまして。

○石田（ち）委員

この対象拡大の前と後で、どれぐらい対象人数が増えるか、大体大枠でそういう想定はあるのでしょうか。

○鷹簀保健予防課長

もともとの予算の想定では毎年、皆様検査を受けていただいているのですが、例えば平成28年は抗体検査が1,214件、平成29年度は少し少なくて977件だったのですが、対象を拡大する前から、今回風しんの患者が増え出したというところで、既に9月末までに、抗体検査でほぼ1,500件、もう1年分のものが検査されておりまして、対象拡大はしなくても、相当増えるという予想がまずございまして。

た。

対象拡大をしなくても、見込みとしては当初1,200件だったところを、その半分増、1,850件ぐらい増えると見込んでいたところですが、対象を拡大したことによってプラス310件で、今の見込みでは概ね2,200件ぐらい。ですから、もともとの予算は1,200件で見込んでいたところを、プラス1,000件ぐらいは増えるのではないかと予想しております。

それに伴いまして、全員が全員抗体が低くて予防接種が必要となるわけではございませんので、予防接種についてはプラス200件ぐらいではないかということで概ね想定しております。

○鈴木（ひ）副委員長

具体的に抗体検査の予算というのが、検査とそれから予防接種それぞれ今年幾らぐらいになるのかというところだけ教えてください。

○鷹簀保健予防課長

抗体検査1件当たりが6,242円、予防接種が1万502円となっておりますので、それを掛けた額ということで、よってもともとの予算が1,200万円ぐらいだったところ、対象拡大後は2,400万円足らなくなるので、3,600万円ぐらいかかるということを予想しております。

○石田（秀）委員長

ありがとうございました。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、本件につきまして終了いたします。

ほかにその他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後3時14分閉会